

## 和製類書所引說苑小考

藤井律之

### はじめに

遣唐使が將來した類書の影響のもと、日本においても独自の類書——和製類書が編纂された。当初は、後述する『祕府略』や『幼學指南鈔』の如く、先行する中國の類書を再編集して作られていたようであるが、後には、類書の孫引きではなく、原典、すなわち唐鈔本およびそれにもとづいて日本で鈔寫された寫本——古寫本や舊鈔本と呼ばれるもの——を参照して作成されるようになったと考えられている。

『北堂書鈔』や『太平御覽』といった類書が、宋版以前のテキストを伝えるものとして積極的に古典籍の校勘に用いられているように、唐鈔本や古寫本・舊鈔本を参照して作成された和製類書も、中國古典籍の校勘に活用し得る筈である。

先日出版された『舊鈔本の世界』にはその具體例がいくつか紹介されており<sup>1</sup>、『尚書』や『論語』、『漢書』などを和製類書（ならびに敦煌・吐魯番出土寫本）によって校勘し、版本以前の姿を復元する試みがなされていた。

本稿は、その驥尾に付し、和製類書を用いた中國古典籍の校勘を試みるものである。校勘の対象とするのは『說苑』である。同書は北宋初に散佚してしまっており、現行の各版本は曾鞏（1019-1083）が再編集したテキストにもとづく<sup>2</sup>。すなわち『說苑』は唐宋間——寫本と刊本の間で大きな内容の變化が見られるのである。従来は版本にもとづく校勘が主であったが、部分的ながらも『說苑』の唐代寫本が敦煌から發見されたことにより<sup>3</sup>、『說苑』研究は新しい段階に入っている。

<sup>1</sup>神鷹・靜永 2011。

<sup>2</sup>曾鞏『說苑』序「劉向所序說苑二十篇、『崇文總目』云今存者有五篇、余皆亡。臣從士大夫間得之者十有五篇、与舊爲二十篇」。さらに反質篇は曾鞏がテキストを再編した段階では脱落していたが、のちに高麗から獻上されたものによって補うことができた。陸游『渭南文集』卷二〇 跋說苑「李德芻云、館中說苑二十卷、而闕反質一卷。曾鞏乃分修文爲上下、以足二十卷。後高麗進一卷、遂足。淳熙乙巳十月六日務觀書」。

<sup>3</sup>辨物篇（敦研 328）および反質篇（P2872）の斷簡が發見されている。李永寧 1985、王繼如 2007。

そうした状況に和製類書は大きく貢献できよう。『説苑』は、藤原佐世『日本國見在書目録』（891頃成立）に見え、残念ながら現存してこそいないが<sup>4</sup>、鈔本が日本に將來されていたことは疑いない。もっとも、將來されていたからといって、廣く流布していたとは限らないが、宋版が本格的に日本に流通する以前の、平安～鎌倉初期に成立した和製類書に引用されたものは、曾鞏再編以前の姿を傳えていることになり、現行テキストの校勘に資すると考えられるからである。

## 一、和製類書と所引説苑釋文

和製類書に引用された『説苑』を以下に列挙するが、「孫引き」にあたるもの、例えば『明文抄』三に

説苑曰山致其高而雲雨起焉水致其深而蛟龍生焉君子致其道而福祿歸矣 臣軌  
という、『臣軌』に引用された『説苑』をそのまま引用している事例があるが、こうしたものは採録していない。また、源順の『倭名類聚鈔』（931-938頃成立）、惟宗允亮の『政治要略』（1002頃成立）には『説苑』の引用は見られなかった。

最初に挙げるのは、『祕府略』に引用された『説苑』である。撰者は滋野貞主（785-852）、天長八年（831）淳和天皇の勅によって編纂された。全一千巻であったが、現存するのは卷八六四と卷八六八である。当時日本に存在した典籍を博搜して編纂された、と考えられていたこともあったが、現在では、先行する類書を再編集したとする説が有力である。とはいえ、『太平御覽』より成立が早く、『藝文類聚』、『北堂書鈔』、『初學記』に加え、当時日本に將來されていた『修文殿御覽』や『華林遍略』といった佚書を底本としていることは疑いなく、非常に貴重な情報を含む<sup>5</sup>。中國では楊守敬がその重要性を認識し<sup>6</sup>、羅振玉が内藤湖南の所有していた江戸時代の寫本を影印している<sup>7</sup>。詳細は後述するが、『祕府略』には『説苑』佚文として知られるもののヴァリエントが引用されており、佚文をさらに補うこ

<sup>4</sup>阿部隆一 1993。

<sup>5</sup>飯田瑞穂 2000。

<sup>6</sup>楊守敬『日本訪書志』卷一一「祕府略殘本二卷。鈔本。此書日本天長八年奉勅撰、凡一千卷。今存八百六十四百穀部一卷、八百六十八布帛部一卷。末有紀宗直・源胤相二跋。其體例全同太平御覽。所引書多亡佚之本、即現存者、亦多異同。余別有礼記、惜所存僅二卷耳。文德實錄云（第四）、滋野貞主、天長八年、勅與諸儒、撰集古今文書、以類相從、凡有一千卷、名祕府略、云云。又仁和寺書籍目録亦云、祕府略千卷云云。予三十年好古書、集之、聞有此書、未見此書。又引書等一向所見無之、深恨之。適於或家得此二冊（卷第八百六十四卷第八百六十八）則書寫之、希代爲珍、記勿令外見。元文五歷十二月十三日、御厨子所預從五位上紀宗直。寶歷七年丁丑四月、以御厨子所預高橋若狹守（宗直）家藏之本書寫、自加校合畢。張藩源胤相」。

<sup>7</sup>羅振玉『吉石齋叢書』所收。

とができる。とはいえ、中國にて『說苑』の校勘史料として用いられたことは、管見の限り無いようである。

『祕府略』卷八六四は成簀堂文庫が、卷八六八は尊經閣文庫が所藏しており、現存する寫本は、いずれもこの二卷を祖本としている。なお、成簀堂文庫所藏寫本は、二七紙からなり、一紙の長さは56cm前後、界線が引かれており、界高21.3cm、行幅2.3cmである。一紙二三行であり、平安中期を降らざる頃の寫本である<sup>8</sup>。尊經閣文庫が所藏する卷八六八は卷子本で、三二紙からなり、卷末の第三二紙を除くと、一紙の幅は48~53cm、界線が引かれており、界高21.4cm、行幅2.4cmである。基本的に一紙二三行、平安中期を降らざる頃に鈔寫されたものである。

いずれも圖版が公開されており、卷八六四は古典保存會1929を、卷八六八は尊經閣1997を底本とした。以下、古典保存會1929・尊經閣1997の圖版のページ番號を附記するが、古典保存會1929にはページ番號がないため、筆者が便宜的にページ番號を付した。表紙を1ページ目、卷頭の「祕府略卷第八百六十四 百穀部中」とあるページを2ページ目とする。なお、『續群書類從』卷八八三に釋讀があり、對應するページを挙げる。なお、引用文中の□は一文字分の判讀不能箇所、〈 〉は挿入であることを示す。

『祕府略』卷八六四 百穀部中 稷 (22-23頁 / 5頁下)

說苑曰哀公射中稷口有疾不宗<sup>9</sup>食  
巫<sup>10</sup>變曰昔稷員五種作床而至從天  
下未至於地而床糲各先人張衽  
受之公何不食之公從之而自愈 (『祕』aと略す)

『祕府略』卷八六四 百穀部中 粟 (49-53頁 / 10頁下~11頁下)

說苑曰十粟爲十分十分爲一寸  
十寸爲尺十尺一丈 (『祕』bと略す)  
又曰高平王遣使者從魏文侯貸  
粟文侯曰須吾租<sup>11</sup>收邑粟至乃得使  
者曰臣初來時見瀆中有魚張口謂  
臣曰吾窮水之魚命在呼吸可得灌  
乎臣謂之曰待吾南見河堤之君決  
江淮之水灌汝口魚曰爲命在須與

<sup>8</sup>書誌情報は、尊經閣1997に従った。

<sup>9</sup>『續群書類從』は「宗」を「宀」につくる。

<sup>10</sup>『續群書類從』は「巫」を「坐」につくる。

<sup>11</sup>『續群書類從』は「租」を「祖」につくる。

乃須決江淮之水比至君還必求五<sup>12</sup>  
 於枯魚之肆今高平貧窮故遣臣  
 從君貸粟乃須租收粟至比至者大  
 王必求臣死人之墓蓋魚窮歸淵士  
 窮歸人夫振貧救厄君子以爲上  
 也文侯大感以粟萬斛而送之（『祕』cと略す）  
 又曰禽滑釐問墨子錦繡絺紵<sup>13</sup>  
 安用之曰惡是非吾急務也今凶年  
 有欲與子隨侯之珠者曰不得賣也  
 珎寶以爲飭又欲與子一鍾粟得珠  
 者不得粟得粟者不得珠子將何  
 擇謂釐曰吾亦粟耳墨子曰然則  
 惡事夫奢侈也。（『祕』dと略す）  
 又曰莊周貧往貸於魏文侯文侯  
 曰待吾邑粟來而獻之周曰周之來  
 見道傍牛蹄中有一鮒魚焉大謂  
 周曰我尚可活也周曰須我爲汝南  
 見楚王決江淮以溉汝鮒魚曰今吾命  
 在貧饑之間乃爲我見楚王決江  
 淮以溉我汝卽求我於枯魚之賜  
 肆矣今周以貧故來貸粟而曰須我  
 邑粟來而賜臣卽亦求臣傭肆矣文  
 侯於是乃發粟百鍾送之莊周之  
 室（『祕』eと略す）

『祕府略』卷八六四 百穀部中 粟（65頁、張楚金『翰苑』所引／13頁下）

說苑曰高平

王遣使者從

魏文侯貸粟文侯<sup>14</sup>曰須吾租牧<sup>15</sup>邑粟至乃  
 得也使者曰臣初來時見瀆中有魚張口  
 謂曰吾窮命在呼吸可得灌乎臣謂之曰待

<sup>12</sup> 『續群書類從』は「五」を「吾」につくる。

<sup>13</sup> 『續群書類從』は「紵」を「綌」につくる。

<sup>14</sup> 『續群書類從』は「侯」を「候」につくる。

<sup>15</sup> 『續群書類從』は「牧」を「收」につくる。

南見河堤之君決江淮之水灌汝魚曰爲命  
在須與乃須決江淮之水比至君還必求吾  
於枯魚之肆今高平貧窮故遣臣詣君貸粟  
乃須租牧粟至者大王  
必<sup>16</sup>臣死人之墓矣（『祕』fと略す）

『祕府略』卷八六八 布帛部三 繡（15-17頁／19頁上）

說苑曰晉平公使叔向聘吳吳人  
飭舟以逆之左五百人右五百人  
有繡衣豹裘者有錦衣而狐裘者  
歸以告平公平公曰吳其亡乎奚  
以敬舟奚以敬民對曰君爲馳底  
之臺上可以發千兵可陳鐘鼓諸  
侯聞之五君者亦曰奚以敬臺奚  
以敬民所敬各異也乃罷臺（『祕』gと略す）

又曰襄成君始封之日翠衣玉珮  
立流水之上大夫庄辛悅之曰臣  
願把君之手襄成作色不言辛曰  
君不聞鄂君乎乘青翰之舟張翠  
蓋越人擁楫而歌曰今夕何夕  
擘州中流今日何日得與王子同舟  
山有木兮木有被心悅君<sup>17</sup>兮君不  
知於是鄂君舉繡被而覆之今臣  
何以不答擁楫之人願把君手而  
不得乎襄成君曰吾請於今謹受  
命矣（『祕』hと略す）

又曰禽滑釐問墨子曰錦繡絺<sup>18</sup>將  
安用之曰惡是非吾務也夫錦繡絺  
絺<sup>19</sup>乱君之所造也（『祕』iと略す）

『祕府略』卷八六八 布帛部三 錦（39-40頁／27頁下～28頁上）

說苑曰禽滑釐問墨子曰錦繡絺

<sup>16</sup> 『續群書類從』は「必」の下に「求」字あり。

<sup>17</sup> 『續群書類從』は「君」を「若」につくる。

<sup>18</sup> 『續群書類從』は「絺」を「綌」につくる。

<sup>19</sup> 『續群書類從』は「絺」を「綌」につくる。

絡將安用之曰惡是非吾務也夫錦  
繡絳絡乱君之所造也（『祕』jと略す）

又曰魏文侯与田子方語有兩<sup>20</sup>童子  
衣錦而侍於君前田子曰此君之寵  
子乎文侯曰非也此其父死於戰此  
其幼孤也寡<sup>21</sup>人牧之子方曰臣以君  
之賊心爲之足矣今慈甚君之寵此  
子也又且以此誰之文煞之乎自是  
後兵革不用（『祕』kと略す）

つぎに挙げるのは『幼學指南鈔』に引用された『說苑』である。撰者は不明ながら、臺灣故宮博物院が所藏する院政期鈔本に「久安三年（1147）二月一日大江時房」と記されていることから（巻一七にみえる）、平安末期には成立していたと考えられている。『祕府略』と同じく、先行する中國類書を再編集したものである。すでに中國では『太平御覽』が完成していたが、康治二年（1143）に「日本一の大學生」と稱された平安時代屈指の讀書家・藤原頼長が入手したという記録が、日本における『太平御覽』の初見であるため<sup>22</sup>、『幼學指南鈔』の撰者は『太平御覽』を参照せず、『藝文類聚』と『初學記』を藍本としたことが既に先學によって指摘されている<sup>23</sup>。

『幼學指南鈔』は本文三〇巻および目録一卷の計三一巻からなるが、二三巻分が現存するのみで、各機關に分藏されている。所藏機關は、臺灣故宮博物院（巻一殘巻、巻三、巻四、巻九、巻一二、巻一三、巻一四、巻一七、巻一八殘巻、巻二四、巻三〇殘巻）、大東急記念文庫（巻二、巻五、巻一九、巻二三、巻二五、巻二七）、京都大學付屬圖書館（巻七、巻二二）、成篁堂文庫（巻八）、陽明文庫（巻一五、巻一八）、東京國立博物館（巻一六）となっている。やはり『祕府略』と同じく楊守敬によって中國に紹介されており<sup>24</sup>、臺灣故宮博物院所藏本は彼の舊藏品である。

このうち筆者が目撃したのは、臺灣故宮博物院、大東急記念文庫、京都大學付屬圖書館、東京國立博物館の所藏本である。これらにはそれぞれ圖版と釋讀が

<sup>20</sup>『續群書類從』は「兩」を「兩」につくる。

<sup>21</sup>『續群書類從』は「寡」を「宣」につくる。

<sup>22</sup>『台記』巻三 康治二年九月廿九日條。

<sup>23</sup>覆製叢刊1979 解説、山崎誠1986、片山晴賢1994、大東急2005 解題。

<sup>24</sup>楊守敬『日本訪書志』巻一一「幼學指南鈔三十卷。殘本。日本古鈔本。兩面鈔寫、爲蝴蝶裝、四邊外向。日本卷子以下、此式爲最古。蓋北宋刊本裝式、亦如此也。今存第三・第四・第九・第十三・第十四・第十七・第十八・第三十。又三册殘本、不知卷數。一寶貨部下、一衣服部、一音樂部、第三十卷爲鱗介蟲豸類。故知書止三十卷也。書法甚古、以日本書體紙質衡之、當是八九百年間物。每條有題、所引古書至六朝而止。細核之、蓋從徐堅初學記鈔出而其文字則遠勝今本。蓋此從卷子本出也」。

あるが、その対応関係は少し複雑である。大東急記念文庫と東京国立博物館所蔵本の圖版に関しては覆製叢刊1979を用いた<sup>25</sup>。その釋讀は、故宮1992に著録されている。その故宮1992は、臺灣故宮博物院所蔵本の圖版をおさめており、その釋讀は、木村晟1996に著録されている。京都大學付屬圖書館所蔵本の圖版は「京都大學電子圖書館」としてweb上に公開されており<sup>26</sup>、同本を釋讀したものが片山・丁1993である。

『幼學指南鈔』卷二 天部下 露（覆製叢刊1979、二六葉裏～二七葉表、60頁／故宮1992、1160頁）

劉向說苑曰園中有樹其上有蟬ゝ高  
居悲鳴飲露不知蟪蛄在其後也（『幼』aと略す）

『幼學指南鈔』卷七 人部二 舌（京大藏五〇葉表／片山・丁1993、44頁）

說苑曰韓平子問叔嚮曰剛与軟孰堅  
對曰臣年八十矣齒再墮而舌尚存（『幼』bと略す）

『幼學指南鈔』卷九 人部四 師<sup>27</sup>（故宮1992、327-328頁／木村晟1996、99頁）

劉向說苑曰伯牙子鼓琴其交友鍾子期  
聽之鍾子期死伯牙屏琴絕絃終身不  
鼓（『幼』cと略す）

『幼學指南鈔』卷一三 官職部 總三公（故宮1992、394頁／木村晟1996、116頁）

劉向說苑曰三公正天下理陰陽節  
風雨已上三公三卿事（『幼』dと略す）

『幼學指南鈔』卷一四 理政部 薦舉（故宮1992、550-551頁／木村晟1996、149頁）

說苑曰楚令尹虞丘子舉孫叔敖爲  
令尹少焉虞丘子家于言孫叔敖執  
而戮之虞丘子喜入見於王言孫叔敖果  
可使持政奉國法而不黨施刑戮而不  
乱耳不謂公乎庄王曰夫子之賜也（『幼』eと略す）

『幼學指南鈔』卷一四 理政部 奉使（故宮1992、559頁／木村晟1996、151頁）

<sup>25</sup>覆製叢刊1979が刊行された當時、卷一六は梅澤記念館に所蔵されていた。各巻の舊蔵・現蔵の対応関係については、大東急2005解題を参照。

<sup>26</sup><http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/k133/index.html>

<sup>27</sup>本寫本では、卷頭に人部四の子目を、師、友悌、交友、絶交、徳、讓、智、貴、富、貧と列挙する。しかし本文中では、師の次は絶交となっており、友悌と交友が見えない。鈔寫ミスによる脱落と考えられ、本條が屬すべき子目は交友とすべきであろう。

說苑曰明君之使人也任之以事不制以辭此  
奉使之事也其稱謂有行李（左傳曰行李／之往來杜預  
注行李／行人也）（『幼』fと略す）

『幼學指南鈔』卷一六 武部上 弓（覆製叢刊1979、一九葉表／故宮1992、1196頁）  
劉向說苑曰楊幹麻筋之弓（『幼』gと略す）

『幼學指南鈔』卷一七 居處部 臺（故宮1992、635-636頁／木村晟1996、170頁）  
說苑曰楚莊築五仞之臺（『幼』hと略す）

『幼學指南鈔』卷一八 産業部 漁釣（故宮1992、761-762頁／木村晟1996、201頁）  
說苑曰呂望年七十釣于渭渚三日三夜魚  
无食者与農人言農人者古之老賢人也  
謂望曰子將復釣必細其綸芳其餌徐々  
而投之无令魚駭望如其言初下得鮒次  
下得鯉剝魚腹得書之文曰呂望封于  
齊望知當貴也（『幼』iと略す）

『幼學指南鈔』卷一八 章服部上 裘（故宮1992、778頁／木村晟1996、205頁）  
說苑曰千金之裘非一狐之史也臺廂之棖非  
一木之枝也先王之法非一士之知也（『幼』jと略す）

『幼學指南鈔』卷一八 章服部上 衣裳（故宮1992、805-806頁／木村晟1996、211  
頁）

說苑曰魏文侯封太子擊中山三年使不往  
來舍人趙倉唐奉使文侯同子之君長大孰  
文侯遣倉唐賜太子衣一襲令倉唐□鳴  
與寡人倉唐曰君賜之外府之衣則能勝之  
至太子迎拜賜發□衣盡顛倒太子趣是  
駕曰賜之衣非以爲寒也欲召擊也无誰與  
謀故遺予以詩曰東方未明顛倒衣裳顛  
之倒之自公召之（『幼』kと略す）

『幼學指南鈔』卷一八 樂部 琴（故宮1992、818-819頁／木村晟1996、214頁）  
說苑曰雍門周以琴見孟嘗君〈孟〉嘗君  
曰先生□鼓琴能令我悲乎周曰所能令  
悲者先貴後賤先富後貧屈折擯厭無  
所告訴今足下千乘之君雖有善琴

未能使足下悲也然千秋萬歲之後高臺  
傾曲池塹墳墓既已平嬰兒豎子樵採  
者躑躅其足而歌其上曰夫以孟嘗君  
尊貴乃若是乎孟嘗君遂泣下垂臉周  
引琴而鼓之徐動宮徵拂羽角孟嘗君  
涕泣增哀下而就之曰聞先生鼓琴令文  
立若破國亡邑之人也（『幼』 l と略す）

『幼學指南鈔』卷二二中 火部下 燈（京大藏三六葉表／片山・丁 1993、60 頁）  
說苑曰楚庄王賜羣臣酒日暮燈燭滅乃  
有人引美人衣者美人援絕其冠纓（『幼』 m と略す）

『幼學指南鈔』卷二二中 火部下 庭燎（京大藏四三葉裏～四四葉表／片山・丁 1993、  
62-63 頁）

說苑曰齊桓公設庭燎爲士之欲造見者  
期年而士不至東野鄙人有以九ゝ之術  
見者桓公曰九ゝ足以見乎對曰臣非以九ゝ  
爲足以見也臣聞主君設庭燎以待士期  
年而不至夫士所以不至者君天下賢君也四  
方之士皆自論不及君故不至也夫九ゝ薄能  
耳而君猶禮之況賢於九ゝ者乎桓公曰  
善禮之期月而士至（『幼』 n と略す）

『幼學指南鈔』卷三〇 鱗介部 龍（故宮 1992、958-959 頁／木村晟 1996、246 頁）  
說苑曰吳王欲從己飲酒子胥諫曰不可  
昔白龍下清冷之淵化爲魚漁者豫且射  
中其目白龍上訴天（『幼』 o と略す）

『幼學指南鈔』卷三〇 鱗介部 龜（故宮 1992、985-986 頁／木村晟 1996、252 頁）  
說苑曰靈龜五色ゝ似玉背陰向陽上  
隆象天下平法地轉運應四時蛇頭龍  
脰左精象日右精象月知存亡吉凶之  
變（『幼』 p と略す）

『幼學指南鈔』卷三〇 蟲豸部 蟬（故宮 1992、1021-1022 頁／木村晟 1996、259 頁）  
說苑曰吳王欲伐荆舍人少孺子者欲  
諫不敢乃操彈於後園露沾其衣如是

者三旦王曰子來何若露不知螳螂在  
其後天女身取斧欲取其彈、又不知  
黃雀在其後黃雀延頸欲啄螳螂不知  
彈丸在其下此三者欲得其前而不顧其  
後患王曰善哉乃罷兵（『幼』qと略す）

つぎに挙げるのは、『世俗諺文』に引用された『說苑』である。撰者は源爲憲(?-1011)で、寛弘四年(1007)に成立した。同書は金言集という、漢學や儒教的徳目を教育する啓蒙書に分類される。全三卷であるが、上巻のみが現存する。底本としたのは、觀智院が所藏する最古の寫本(平安末期頃)で<sup>28</sup>、同寫本は卷子本で、四九紙からなり、一紙の幅は45cm前後、高さは26.5cmである。界線が引かれており、界高は23.4cm、界の上から1.5cmほどの高さに横線を引く。

前引の『祕府略』と同じく、古典保存會1931にはページ番號がないため、筆者が便宜的にページ番號を付した。表紙を1ページ目、「抱石入淵 天道無親 天道張弓」とあるページを2ページ目、「上卷」とあるページを3ページ目とする。『續群書類從』卷八八五(『續群書類從』三十下)に釋讀があり、對應するページを挙げる。また、遠藤光正による觀智院所藏寫本との校勘があり<sup>29</sup>、參照して注記した。

『世俗諺文』卷上 巧偽不如拙誠 (31-32頁/60頁下)

說苑云樂羊爲魏將而攻中山其子存中山々々  
懸其子示樂羊々々不爲哀去攻之愈急中山  
因享其子以而遺之羹<sup>30</sup>樂羊食之盡不杯中  
山見其誠不忍与戰果下之遂爲魏文侯<sup>31</sup>開  
地文侯<sup>32</sup>賞其功而疑其心孟孫獮得麀使秦  
西已持歸其母隨而鳴秦西已不忍縱而与孟  
孫怒而逐西已以居一年召以爲太子傅左右  
曰秦西已有罪於君今以爲太子傅何也孟孫  
曰夫一麀而不忍又魏將能忍吾子乎故曰巧偽 不如拙誠樂羊以爲功見疑西已  
有罪益信仁与不仁也 (『世』aと略す)

『世俗諺文』卷上 良藥苦於口 (33-34頁/61頁上)

說苑云孔子曰良藥苦於口利於病忠言逆於耳

<sup>28</sup>圖版および書誌情報は、古典保存會1931に從った。

<sup>29</sup>遠藤光正1978。

<sup>30</sup>遠藤光正1978は、觀智院所藏寫本の該當箇所を「美美」と釋讀している。

<sup>31</sup>『續群書類從』は「侯」を「候」につくる。

<sup>32</sup>『續群書類從』は「侯」を「候」につくる。

而利於行故武王諤々而昌紂嘿々而已<sup>33</sup>君無  
諤々之臣父無諤々之子兄無諤々之弟（『世』bと略す）

『世俗諺文』卷上 令搦蜂（59-60頁／69頁下）  
說苑云王國君前母子伯奇後母子伯對兄弟相愛後  
母欲其子爲太子言王曰伯奇好妾王上臺視之後母  
取蜂數十衣中往過伯奇々々往視袖中煞之  
王見經<sup>34</sup>伯奇々々出使者就獄袖中有死蜂使者  
白王々見蜂召之已<sup>35</sup>自投河中（『世』cと略す）

つぎに挙げるのは、『玉函祕抄』に引用された『說苑』である。同書もやはり金言集の一つで、撰者は九條良經（1169-1206）、成立は1203-1206年頃とされている。底本としたのは尊經閣が所藏する南北朝時代初期の寫本で、半葉七行の線裝本であるが、サイズは不明である<sup>36</sup>。

『玉函祕抄』上（1頁上）  
處尊位者敬以下 說苑（『玉』aと略す）

『玉函祕抄』上（1頁下）  
聖王先德教而後刑罰 說苑（『玉』bと略す）

『玉函祕抄』上 026（2頁上）  
冠履不同藏賢不肖不同位 說苑（『玉』cと略す）

『玉函祕抄』上（3頁上）  
有功而不賞則善不勤有禍而不誅則惡不懼 說苑（『玉』dと略す）

『玉函祕抄』中（17頁下）  
有文无武以威下有武无文民畏不親  
文武俱生威德乃成 說苑（『玉』eと略す）

干將雖利不得人力不能自斷  
人才雖高不務學問不能致聖 同（『玉』fと略す）

『玉函祕抄』中（18頁上）  
理臣事則不營私家在公門則不言貨利  
當公法則不阿親戚奉公舉賢則不避仇讎（『玉』gと略す）

<sup>33</sup>『續群書類從』は「已」を「亡」につくる。

<sup>34</sup>『續群書類從』は「經」を「經」につくる。

<sup>35</sup>『續群書類從』は「已」を「乙」につくる。

<sup>36</sup>圖版は、遠藤光正1971が掲載するものに従った。

『玉函祕抄』中 (20頁上)

山致其高雲雨起焉水致其深蛟龍生焉 說苑 (『玉』hと略す)

『玉函祕抄』下 (32頁下～33頁上)

身貴而驕人者民去之

位高擅權者君惡之

祿已厚而不知足者患處之 說苑 (『玉』iと略す)

つぎに挙げるのは、『明文抄』に引用された『說苑』である。撰者は藤原孝範(1158-1233)、鎌倉初期に成立した。同書も金言集であり、『太平記』等の軍記物に多く引用されているという。底本としたのは、神宮文庫が所蔵する冊子本で、江戸時代初期の延寶六年(1678)の寫本であるが、室町時代の永享三年(1431)に藤原季保が書寫したものを底本としており、古體を忠實に残しているという。高27.5cm、幅19.5cm、半葉十行、全158葉である。

また、『續群書類從』卷八八六に釋讀があり、對應するページを挙げる。また、遠藤光正による眞福寺所藏正安元年(1299)寫本、東洋文庫所藏鎌倉時代寫本、尊經閣文庫所藏鎌倉時代寫本、彰考館文庫所藏寫本、などとの校勘があり<sup>37</sup>、参照して注記した。

『明文抄』一 帝道部上 (528頁／112頁上)

聖王先德教而後刑罰 說苑<sup>38</sup> (『明』aと略す)

『明文抄』二 帝道部下 (569頁／143頁下)

有功而不賞則善不勤有過而不誅則惡<sup>39</sup>不懼 說苑 (『明』bと略す)

『明文抄』三 人倫部 (579頁／150頁上)

朝無賢人猶鴻鵠之無羽翼 說苑 (『明』cと略す)

『明文抄』三 人事部上 (598頁／163頁下)

冠履不同藏賢不肖不同位 說苑 (『明』dと略す)

『明文抄』四 人事部下 (608頁／171頁下)

巧詐不如拙誠

說苑又韓子文也<sup>40</sup> (『明』eと略す)

『明文抄』五 文事部 (631頁／188頁下)

<sup>37</sup>遠藤光正 1984。圖版および書誌情報も同書に従う。

<sup>38</sup>眞福寺本は「苑」を「蒙」につくる。

<sup>39</sup>底本とした神宮文庫本と彰考館本以外は、いずれも「惡」を「忠」につくる。

<sup>40</sup>東洋文庫本には「又韓子文也」の五文字なし。

干將雖利不得人力不能自斷人才雖高不務學問不能致聖 說苑<sup>41</sup> (『明』fと略す)

『明文抄』五 文事部 (636頁／192頁下)

有文無武以無威下有武無文民畏不親文武俱至威德乃成 說苑 (『明』gと略す)

『明文抄』五 雜事部 (646頁／200頁上～下)

千金之裘非一狐之皮也廊廡之榱非一木之枝王法非一士之知也 說苑 (『明』hと略す)

つぎに挙げるのは、『管蠡抄』に引用された『說苑』である。撰者は菅原爲長(1158-1246)で、鎌倉初期に成立した。同書もやはり金言集であるが、『玉函秘抄』や『世俗諺文』が貴族向けであったの對し、鎌倉幕府要人のための啓蒙書であるという。本來は八卷本であったが、室町時代に卷九、卷十が増補され、各項目にも若干の増補が行われている。底本として用いたのは、龍門文庫が藏する朗俊本と呼ばれる寫本で<sup>42</sup>、十卷本系統の室町中期寫本だが、『說苑』が引用されているのは、卷七までである。なお、十卷本としては最も古い寫本である。同寫本は、上下二冊からなり、縦27.3cm、横17.7cm、每半葉六行二十字である。また、遠藤光正による、尊經閣文庫所藏室町末期寫本、靜嘉堂文庫所藏天文十三年(1544)寫本、無窮會圖書館所藏寫本を用いた校勘があり、参照して注記した<sup>43</sup>。

『管蠡抄』第一 明君 (399頁)

子庶以奉祖為孝君上以安人為明水廣則魚大君

明則臣惠 說苑 (『管』aと略す)

進賢而廢不肖君之明也 同 (『管』bと略す)

『管蠡抄』第一 明賞罰 (401頁)

誅賞謬則善惡乱矣有功<sup>44</sup>不賞則善不勸<sup>45</sup>有過不誅

則惡不懼 說苑 (『管』cと略す)

『管蠡抄』第一 明賞罰<sup>46</sup> (404頁)

<sup>41</sup>尊經閣本は次行にも「干將雖利不得人力不能自斷人才」とあるが、鈔寫ミスであろう。

<sup>42</sup>圖版および書誌情報は、龍門文庫1985に従った。

<sup>43</sup>遠藤光正1978。ただし、「無」や「以」などの助字の異體字については省略した。

<sup>44</sup>尊經閣本と無窮會本には、「功」の下に「而」字がある。

<sup>45</sup>尊經閣本は「勤」、靜嘉堂本は「進」とする。無窮會本は「勸」とする。

<sup>46</sup>尊經閣本、靜嘉堂本、無窮會本いずれも『管』eが『管』dの前に位置する。また、この句は、靜嘉堂本と無窮會本では、任賢の項目にあるという。

任賢必治任不肖必乱必然之道也 說苑<sup>47</sup> (『管』 d と略す)

晏子曰國有三不祥是不与焉<sup>48</sup>夫有賢而不知一不

祥也知而不用二〈不祥也〉用而不任三不祥也 同<sup>49</sup> (『管』 e と略す)

『管蠡抄』第一 擇近臣 (405 頁)

善進則不善無由入不善進則善無由入 說苑 (『管』 f と略す)

『管蠡抄』第一 求諫 (407 頁)

<sup>50</sup>鳥鳶卵不毀而後鳳凰集誹謗之罪不誅而後良言進 說苑 (『管』 g と略す)

『管蠡抄』第二 政有三品 (416 頁)

政有三品王者之政化之霸者之政威之強者之政

脅之夫三者各所施而化之<sup>51</sup> (『管』 h と略す)

『管蠡抄』第二 德化 (427 頁)

聖王先德行後刑 說苑 (『管』 i と略す)

『管蠡抄』第二 養民 (428-429 頁)

武王問大公曰治國之道若何大公對曰治國之道

愛民而已 說苑 (『管』 j と略す)

文王囿百里民以為尚小<sup>52</sup>宣王囿四<sup>53</sup>十里民以為秦

大裕之亦民奪此<sup>54</sup> 同<sup>55</sup> (『管』 k と略す)

養鷄者不蓄狸牧獸者不育找樹木者憂其蠹仕民

者除其賊 同 (『管』 l と略す)

『管蠡抄』第三 文學 (435 頁)

聖王之治天下先文德而後<sup>56</sup>武力 說苑 (『管』 m と略す)

『管蠡抄』第四 擇賢授官 (456 頁)

<sup>47</sup>尊經閣本、靜嘉堂本、無窮會本いずれも「說苑」を「漢書」とする。

<sup>48</sup>尊經閣本は、「是不与焉」を「是否焉」とする。

<sup>49</sup>尊經閣本、靜嘉堂本、無窮會本いずれも「同」を「說苑」とする。

<sup>50</sup>無窮會本には、この箇所「南子司直云」とある。

<sup>51</sup>この條には、出典が明記されていないが、靜嘉堂本と無窮會本には、「之」につづいて「說苑」とあることから、『說苑』の引用として扱う。

<sup>52</sup>靜嘉堂本と無窮會本には、この箇所に「齊」字がある。

<sup>53</sup>無窮會本は「四」を「三」につくる。

<sup>54</sup>「裕之亦民奪此」を尊經閣本は「民裕之与民奪此」、靜嘉堂本と無窮會本には「裕民之与奪民」につくる。

<sup>55</sup>靜嘉堂本と無窮會本は「同」を「文選」とする。

<sup>56</sup>靜嘉堂本は、「後」を「后」につくる。

冠履不同藏賢不肖不同位 說苑 (『管』n と略す)

『管蠡抄』第四 不嫌早賤 (458-459 頁)

鄒子說<sup>57</sup>梁王曰伊尹故有莘氏之媵臣也湯立以爲  
三公天下之治太平管仲故城陰之狗盜也千之庸  
夫也齊桓公得之以爲仲父太公故老婦之出夫也  
朝歌屠佐也棘津迎客之舍人也年七十而相周九  
十而封齊<sup>58</sup>

說苑<sup>59</sup> (『管』o と略す)

『管蠡抄』第七 憐刑人 (512-513 頁)

禹出見辜<sup>60</sup>人下車問而泣之<sup>61</sup>左右曰夫辜人不順道 故以然何為痛之至於此也  
禹曰堯舜為君百姓<sup>62</sup>以 堯舜之心為心今寡人為君百姓各以其心為心是 以痛之  
也 說苑 (『管』p と略す)

『管蠡抄』の寫本間には細かい文字の異同が多いが、引用文のみならず出典の異同もあり、非常に大きな問題点を二つはらむ。

まず、朗俊本以外の各寫本は、いずれも『管』dと『管』eの排列が逆で、なおかつ『管』dの出典を「說苑」ではなく「漢書」としている点である。また、靜嘉堂本と無窮會本では所屬する部名すら異なっており、この箇所は相當混亂していたことがわかる。

問題の『管』dは現行の『說苑』にはみえず、『漢書』卷七五 京房傳にみえる。しかし、朗俊本の誤寫ではなく、『管』dが『說苑』の佚文である可能性もゼロではない。というのも、現行の『說苑』と『漢書』が重複する箇所はいくつかあり、例えば、『管』gは宣帝期の路温舒の上奏文で、現行の『說苑』にみえるが、『漢書』卷五一 路温舒傳にもみえる。

こうした重複が生じる原因は、『說苑』の撰者である劉向が『史記』以後の漢代史を執筆していたためである<sup>63</sup>。『說苑』にみえる昭帝以降の記事は、劉向が執筆

<sup>57</sup>無窮會本は「說」を「語」につくる。

<sup>58</sup>尊經閣本に「齊」字無し。

<sup>59</sup>靜嘉堂本は「說苑」を「同」とする。だとすると、この箇所の出典は前を承けて『文選』ということになるが、『文選』に當該箇所はなく、靜嘉堂本の誤りである。ただし、李善注に「說苑、鄒子說梁王曰、太公年七十而相周、九十而封齊」という引用はある(『文選』卷四五 東方朔「答客難」)。

<sup>60</sup>無窮會本は「辜」を「事」につくる。

<sup>61</sup>「問而泣之」を、靜嘉堂本は「而問泣之」、無窮會本は「問而泣之」につくる。

<sup>62</sup>靜嘉堂本と無窮會本には、この箇所に「各」字がある。

<sup>63</sup>『史通』外篇 古今正史「史記所書、年止漢武、太初以後、闕而不錄。其後劉向、向子歆及諸好事者、若馮商・衛衡・揚雄・史岑・梁審・肆仁・晉馮・段肅・金丹・馮衍・豐融・蕭奮・劉恂等相次撰續、迄于哀・平間、猶名史記」。

した漢代史あるいは取材資料と考えられる。班彪・班固が『後傳』『漢書』を著述する上で、先行する劉向の著作を参照、あるいは、共通の取材資料を用いたことは疑いなく、そのため『說苑』と『漢書』の重複が生じるのである。

『管』dは漢の元帝と京房とのやりとりを出典とするが、『說苑』の上呈が元帝の子・成帝鴻嘉四年（前17）<sup>64</sup>、京房は二十年前の建昭二年（前37）に刑死しているので、京房の言が『說苑』に採録されていたとしても決して不自然ではない。

ただ、他の和製類書にも、

『玉函祕抄』上（2頁上）

任賢必治任不肖必乱 漢書

『明文抄』二 帝道部下（546頁／125頁上）

任賢必治任不肖必乱 漢書

とあって、同じ箇所を『漢書』として引用しているため、本稿では『管』dを『說苑』としては扱わない。

第二に、靜嘉堂本と無窮會本が、『管』kの出典を「同（『說苑』）」ではなく「文選」としている点である。とするならば、續く『管』lも出典は『文選』ということになる。

結論から言えば、靜嘉堂本と無窮會本が正しいと考える。『管』k『管』lとも現行の『說苑』には見えない。『管』kは揚雄の「羽獵賦」、『管』lは王褒の「四子講徳論」であり、それぞれ『文選』の卷八と卷五一に収められている。なお、両者を『說苑』の佚文とすることはできない。王褒は前漢宣帝期の人で、劉向に先行する。しかし、揚雄「羽獵賦」が上呈されたのが、『說苑』上呈よりも遅い永始三年（前14）であるため<sup>65</sup>、『管』kが『說苑』を出典とすることは不可能であり、『管』lも『說苑』を出典とすることはあり得ない。

## 二、内容の検討

### (1) 現行の二十巻と共通するもの

前章で挙げた和製類書所引『說苑』と現行テキストとの比較・検討にうつる。底本とするのは四部叢刊本である。徐建委によると、『說苑』の刊本は、大きく北宋廿二行本系統、南宋咸淳本系統、元末明初十三行本系統の三つに分かれる。最古

<sup>64</sup>宋本『說苑』には、各巻頭に「鴻嘉四年三月己亥、護左都水使者光祿大夫臣劉向上」とあり、『玉海』卷五五にも「劉向傳、向采傳記行事、著新序・說苑、凡五十篇、奏之。（新序、陽朔元年二月癸卯上、說苑鴻嘉四年三月己亥上）」とある。

<sup>65</sup>「羽獵賦」の李善注に、「七略曰、羽獵賦、永始三年十二月上」とある。

の刊本である北宋廿二行本は現存しないが、元大徳七年刊本（上海圖書館藏）がその系統に屬し、その明鈔本（平湖葛氏傳樸堂所藏）が四部叢刊本である<sup>66</sup>。南宋咸淳本も二十二行本の系統ではあるが、誤りや脱漏が多く、十三行本系統もやはり脱漏が多い。

以下、まず四部叢刊本と和製類書の該當箇所をあわせて挙げ、和製類書が引用した箇所に下線を施し、文字の異同箇所をゴチックにて示した。四部叢刊本引用前に付した1-3等の番號は、同本を底本とする『說苑逐字索引』（以下『逐字索引』）の番號で、（卷數）-（段落番號）を意味する。……は省略を示す。

また、『北堂書鈔』、『藝文類聚』、『初學記』、『太平御覽』といった唐宋類書に引用された『說苑』との關連についても言及する（無論、『說苑』として引用されたものに限る）<sup>67</sup>。ただし、繁雜となるので引用は直接關係する箇所のみにとどめ、『太平御覽』の如く先行類書と重複する場合は篇名のみ挙げる。なお、『祕府略』と唐宋類書との對應關係については飯田瑞穂 2000 による整理・指摘があり参照した。

まず現行の二十巻に見えるものから逐次検討する。

1-3 ……。凡處尊位者必以敬下、順徳規諫、必開不諱之門、蹲節安靜以藉之、諫者勿振以威、毋格其言、博采其辭、乃擇可觀。夫有文無武、無以威下、有武無文、民畏不親、文武俱行、威徳乃成。……（『校證』2-3 頁）

『玉』a 處尊位者敬以下。說苑。

『玉』e 有文无武、以威下、有武无文、民畏不親、文武俱生、威徳乃成。說苑。

『明』g 有文無武、以無威下、有武無文、民畏不親、文武俱至、威徳乃成。說苑。

この部分は、「凡」などの助字を缺く以外は、ほぼ四部叢刊本と同じであるが、四部叢刊本の「文武俱行」を『玉』eが「文武俱生」、『明』gが「文武俱至」としている。中國の他の版本にはこの箇所に異同は無い。『玉函祕抄』と『明文抄』が参照したのがこの箇所を誤寫したテキストであったと思われる。唐宋類書には、『玉』aおよび『玉』e『明』gと同じ箇所の引用はみえない。

1-9 禹出見罪人、下車問而泣之、左右曰、夫罪人不順道、故使然焉、君王何爲痛之至於此也。禹曰、堯舜之人、皆以堯舜之心爲心。今寡人爲君也、百姓各自以其心爲心、是以痛之也。……（『校證』8 頁）

『管』p 禹出見辜人、下車問而泣之、左右曰、夫辜人不順道、故以然、何爲痛之至

<sup>66</sup>徐建委 2008。なお、北宋本は黃丕烈が所有していたものが海源閣の藏書となり、さらには大連圖書館に所藏されたが、第二次大戰後に行方不明となったという。大連圖書館の目録によると、同圖書館は確かに海源閣舊藏の北宋版『說苑』二十卷本を所藏していたことが記されている（ただし書誌情報は無い）。ちなみに、十二卷本の元版も所藏していたが、もともと誰の藏書であったかは不明である。大連圖書館 1937、602 頁参照。

<sup>67</sup>各唐宋類書の底本は次の通り。『北堂書鈔』…孔廣陶校注・光緒十四年南海孔氏三十三萬卷堂刊本、『藝文類聚』…汪紹楹校・排印本（上海古籍出版社）、『初學記』…嚴可均・陸心源校・排印本（中華書局）、『太平御覽』…四部叢刊本。

於此也。禹曰、堯舜為君、百姓以堯舜之心為心。今寡人為君、百姓各以其心為心、是以痛之也。說苑。

『藝文類聚』卷三五 人部十九 泣

又曰、禹出見辜人、問而泣之。左右問其故。禹曰、堯舜之民、皆以堯舜之心為心。今吾為君、百姓皆以其心為心。是以痛之。

『太平御覽』卷八二 皇王部七 夏帝禹

說苑曰、禹見罪人、下車問而泣之。左右曰、夫罪人不順道、故然焉。君王何為痛之至於此也。禹曰堯舜之民、皆以堯舜之心為心。今吾為君、百姓皆以其心為心。是以痛之。

四部叢刊本の「堯舜之人、皆以堯舜之心為心」を、『管』pは「堯舜為君、百姓以堯舜之心為心」とする（靜嘉堂本と無窮會本は「堯舜為君、百姓各以堯舜之心為心」）。續く「寡人為君」から考えると、『管』pの方が適切であるように思われるが、『群書治要』卷四三が引く『說苑』は「堯舜之民、皆以堯舜之心為心」となっているので、唐朝が『群書治要』編纂に用いたテキストとは別系統のものが祖本となっているのであろう。『管』pと同じ箇所引用が『藝文類聚』卷三五、『初學記』卷九、『太平御覽』卷八二にみえるが、『管』pは『藝文類聚』に比して長く、また『太平御覽』は『管』pよりも四部叢刊本に近い上に、「寡人」を「吾」としており、これらを参照していないことは明白である。この他、『初學記』卷九 帝王部 總敘帝王 泣辜扇暘條にもみえるが、『藝文類聚』よりも引用は短い。

1-23 ……。晏子曰、國有三不祥、是不與焉、夫有賢而不知、一不祥。知而不用、二不祥。用而不任、三不祥也。……（『校證』19頁）

『管』e 晏子曰、國有三不祥、是不與焉、夫有賢而不知、一不祥也、知而不用、二不祥也、用而不任、三不祥也。同。

『北堂書鈔』卷一五八 地部二 穴

劉向說苑、……。晏子曰、國有三不祥、是不與焉、夫有賢而不知、一不祥也。知而不用、二不祥也。用而不任、三不祥也。……。

この箇所は、『管』eが「也」を加える以外は四部叢刊本に同じ。同じ箇所を引用する『北堂書鈔』卷一五八も、『管』eと同じく「也」を加えている。

2-2 ……。伊尹對曰、三公者、知通於大道、應變而不窮、辯於萬物之情、通於天道者也。其言足以調陰陽、正四時、節風雨、如是者、舉以為三公。……（『校證』36頁）

『幼』d 劉向說苑曰、三公正天下、理陰陽、節風雨。已上三公三卿事。

『初學記』卷一一 職官部上 太師太傅太保 理陰陽節風雨

劉向說苑曰、三公正天下、調陰陽、節風雨。已上三公三師事。

『太平御覽』卷二〇七 職官部五 總敘三公

說苑曰、三公正天下、調陰陽、節風雨。

前述したが、『幼學指南鈔』は『藝文類聚』と『初學記』を藍本としていることが既に指摘されている。『幼』dにみえる、「已上三公三卿事」は、『太平御覽』と比較すれば明らかのように、『說苑』ではなく『初學記』の地の文であり、若干の文字の異同はあるものの、同上が『初學記』からの引用であることを端的に示す箇所といえる。

2-9 ……。臣不肖而處上位、是君失倫也、不肖失倫、臣之過、進賢而退不肖、君之明也。……（『校證』45頁）

『管』b 進賢而癡不肖、君之明也。同。

四部叢刊本の「退」を『管』bは「癡」とする以外は四部叢刊本と同じ。また、唐宋類書には、『管』bと同じ箇所引用はみえない。

3-10 ……。騏驎雖疾、不遇伯樂、不致千里。干將雖利、非人力不能自斷焉。烏號之弓雖良、不得排檠、不能自任。人才雖高、不務學問、不能致聖。水積成川、則蛟龍生焉。土積成山、則豫樟生焉。學積成聖、則富貴尊顯至焉。千金之裘、非一狐之皮。臺廟之榱、非一木之枝。先王之法、非一士之智也。……（『校證』65頁）

『玉』f 干將雖利、**不得人力、不能自斷。**人才雖高、不務學問、不能致聖。同。

『明』f 干將雖利、**不得人力、不能自斷。**人才雖高、不務學問、不能致聖。說苑。

『幼』j 說苑曰、千金之裘、非一狐之**史也。**臺廟之榱、非一木之枝也。先王之法、非一士之知也。

『明』h 千金之裘、非一狐之皮也。**廊廡之榱、非一木之枝。王法非一士之智也。**說苑。

『北堂書鈔』卷一二九 衣冠部三 裘 非一狐之皮

說苑云、千金之裘、非一狐之皮也。先王之法、非一士之知也。

『藝文類聚』卷六七 衣冠部 裘

說苑曰、千金之裘、非一狐之皮也。廊廟之榱、非一木之枝也。王法非一士之知也。

基本的に四部叢刊本の節略だが、四部叢刊本が「非人力不能自斷焉」とする箇所を、『玉』f『明』fは「不得人力、不能自斷」としている。四部叢刊本の「焉」は、つづく「烏」に引きずられた衍字であることを『校證』がすでに指摘している。さらに、この前後の句はいずれも「××雖×、不×××、不×××」という四字句で構成されていることから、『玉』fと『明』fの方が正しいテキストを伝えているといえよう。『幼』jの引用は『北堂書鈔』卷一二九、『藝文類聚』卷六七と共通するが、両者に比して引用が長く、これらの類書を参照していないことになる。唐宋類書との共通点がみられるのは『明』hであり、四部叢刊本の「臺廟之榱」を「廊廡之榱」とし、「先王之法」を「王法」と略する点が、『藝文類聚』卷六七と共通する。なお、唐宋類書には『玉』f『明』fと同じ箇所の引用はみえない。

5-3 ……。山致其高、雲雨起焉。水致其深、蛟龍生焉。……（『校證』96頁）

『玉』h 山致其高、雲雨起焉。水致其深、蛟龍生焉。說苑。

この箇所は四部叢刊本に同じ。また、唐宋類書には『玉』hと同じ箇所の引用はみえない。

5-14 ……。臣聞鳥鷩之卵不毀、而後鳳凰集。誹謗之罪不誅、而後良言進、故傳曰、山藪藏疾、川澤納汚。……（『校證』104-105頁）

『管』g 鳥鷩卵不毀、而後鳳凰集。誹謗之罪不誅、而後良言進。說苑。

この箇所も「之」を一箇所缺く以外は四部叢刊本にほぼ同じであるが、遠藤光正1978が指摘するように、無窮會本『管蠡抄』は、「南子司直云、鳥鷩卵不毀…」としている。「南子司直云」の五文字を補うこともあるいは可能かもしれない。なお、唐宋類書には『管』gと同じ箇所の引用はみえない。

5-28 樂羊爲魏將、以攻中山、其子在中山、中山縣其子示樂羊、樂羊不爲哀志、攻之愈急、中山因烹其子而遺之、樂羊食之盡一杯、中山見其誠也、不忍與其戰、果下之、遂爲魏文侯開地、文侯賞其功而疑其心。孟孫獵得麕、使秦西巴持歸、其母隨而鳴、秦西巴不忍、縱而與之、孟孫怒而逐秦西巴、居一年召以爲太子傅、左右曰、夫秦西巴有罪於君、今以爲太子傅、何也。孟孫曰、夫以一麕而不忍、又將能忍吾子乎。故曰、巧詐不如拙誠、樂羊以有功而見疑、秦西巴以有罪而益信。由仁與不仁也。〔『校證』113-114頁〕

『世』a 說苑云、樂羊爲魏將、而攻中山、其子存中山、々々懸其子以示樂羊、々々不爲哀去、攻之愈急、中山因烹其子而遺之羹、樂羊食之盡不杯、中山見其誠、不忍與戰、果下之、遂爲魏文侯開地、文侯賞其功而疑其心、孟孫獵得麕、使秦西巴持歸、其母隨而鳴、秦西巴不忍、縱而與、孟孫怒而逐西巴、以居一年召以爲太子傅、左右曰、秦西巴已有罪於君、今以爲太子傅、何也。孟孫曰、夫一麕而不忍、又魏將能忍吾子乎。故曰、巧偽不如拙誠、樂羊以爲功見疑、西巴有罪益信。仁與不仁也。

『明』e 巧詐不如拙誠。說苑。又韓子文也。

『世』aは、「秦西巴」を「秦西巴」、「又將能忍吾子乎」を「又魏將能忍吾子乎」、「樂羊食之盡一杯」を「樂羊食之盡不杯」とするなどの單純ミスを除けば、ほぼ四部叢刊本に同じ。しかし、「巧詐不如拙誠」を「巧偽不如拙誠」とする理由は不明である（「巧偽」につくる他テキストはない）。なお、『世』aには、四部叢刊本にはない「羹」がみえる。『校證』は、『說苑』の取材源と思われる『韓非子』說林上および『戰國策』魏策一によって「羹」を補っているが、曾鞏再編以前のテキストにも「羹」があったことになる。『明』eは四部叢刊本に同じ。唐宋類書には『世』a、『明』eと同じ箇所引用はみえない<sup>68</sup>。

6-11 楚莊王賜群臣酒、日暮酒酣、燈燭滅、乃有人引美人之衣者。美人援絕其冠纓、告王曰、……〔『校證』125-126頁〕

『幼』m 說苑曰、楚庄王賜羣臣酒、日暮、燈燭滅、乃有人引美人衣者。美人援絕其冠纓。

『藝文類聚』卷八〇 火部 燈

說苑曰、楚莊王賜群臣酒、日暮、燈燭滅、乃有人引美人衣者。美人挽絕其冠纓。事具人部報恩篇。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、『幼學指南鈔』であるため、先行する類書からの引用であろう。この箇所を引用する類書はいくつかあるが、『幼』mが火部下・燈に屬することから、『藝文類聚』卷八〇の引き寫しと考えられる。その他、同じ箇所の引用が、『北堂書鈔』卷一二七 衣冠部一 纓 美人絕纓條、『藝文類聚』卷三三 人部一七 報恩、『太平御覽』卷八六八 服章部三 纓にみえる。

6-25 魏文侯與田子方語、有兩童子衣青白衣、而侍於君前、子方曰、此君之寵子乎。文侯曰、非也、其父死於戰、此其幼孤也、寡人收之。子方曰、臣以君之賊心爲足矣、今滋甚、君之寵此子也、又且以誰之父殺之乎。文侯愍然曰、寡人受令矣。自是以後、兵革不用。〔『校證』140頁〕

『祕』k 又曰、魏文侯與田子方語、有兩童子衣錦、而侍於君前、田子曰、此君之寵

<sup>68</sup> 『明』eは、『北堂書鈔』にも同文が引用されているが、出典は『韓子』のみとする。

子乎。文侯曰、非也、此其父死於戰、此其幼孤也、寡人牧之。子方曰、臣以君之賊心爲之足矣、今慈甚、君之寵此子也、又且以誰之文煞之乎。自是後兵革不用。

『藝文類聚』卷八五 布帛部 錦

說苑曰、魏文侯與田子方語、有兩童子衣錦、而侍於前、田子曰、此君之寵子乎。文侯曰、非也、此子父死於戰、以其幼孤也、寡人收之。子方曰、臣以君之賊心爲足矣、今滋甚也、君之寵此子也、又且以誰之父殺之乎。

『太平御覽』卷三二七 兵部五八 偃武

說苑曰、魏文侯與田子方語、有兩童子衣青白衣、而侍於君前、子方曰、此君子之寵子乎。文侯曰、非也、其父死於戰、此其孤幼也、寡人收之。子方曰、臣以君之賊心爲足、今滋甚、君之寵此子也、又且以誰之父殺之乎。文侯愍然曰、寡人受令矣。自是已後、兵革不用。

『太平御覽』卷八一五 布帛部二 錦

說苑曰、魏文侯與田子方語、有兩童子衣錦、而侍於君前。田子曰、此君之寵子乎。文侯曰、非也、此其父死於戰、此其幼孤也。寡人收之。

『祕』kには、「收」を「牧」、「父」を「文」、「滋」を「慈」に誤る箇所がある。それ以外に四部叢刊本が「衣青白衣」とする箇所を『祕』kは「衣錦」とするが、これは『藝文類聚』卷八五、『太平御覽』卷八一五と共通する。しかし、『祕』kは『藝文類聚』、『太平御覽』よりも引用が長く、これらを参照していないことは明らかである。

7-1 政有三品。王者之政化之、覇者之政威之、強者之政脅之。夫此三者各有所施、而化之爲貴矣。……。是以聖王光德教而後刑罰、立榮恥而明防禁。……(『校證』143頁)

『管』h 政有三品。王者之政化之、覇者之政威之、強者之政脅之。夫三者各所施、而化之。

『玉』b 聖王先德教而後刑罰。說苑。

『明』a 聖王先德教而後刑罰。說苑。

『管』i 聖王先德行後刑。說苑。

『北堂書鈔』卷三五 政術部 德化 王政化之爲貴

說苑云、政有三品。王者之政化之、覇者之政威之、強國之政脅之。王者各有所施、化之爲貴矣。

『藝文類聚』卷五二 治政部上 論政

說苑曰、政有三品。王者之政化之、覇者之政威之、強國之政脅之。夫此三者各有所施、而化之爲貴矣。……。

『管』hは四部叢刊本の節略であり、『北堂書鈔』卷三五と『藝文類聚』卷五二も同じ箇所を引用する。『玉』b『明』a『管』iについてみると、四部叢刊本の「光德教」を『玉』b『明』aは「先德教」とし、『管』iも「先德行」とする。無論和製類書が正しく、すでに遠藤光正1984の指摘がある。なお、この三者と同じ箇所の引用は唐宋類書にはみえない。

7-3 ……。故誅賞不可以繆、誅賞繆則善惡亂矣。夫有功而不賞、則善不勸、有過而不誅、則惡不懼、善不勸而能以行化乎天下者、未嘗聞也。…… (『校證』144頁)

『玉』d 有功而不賞、則善不勸、有過而不誅、則惡不懼。說苑。

『明』b 有功而不賞、則善不勸、有過而不誅、則惡不懼。說苑。

『管』c 誅賞謬則善惡乱矣。有功不賞、則善不勸、有過不誅、則惡不懼。說苑。

この箇所は「繆」を「謬」とする、あるいは助字の有無以外に、『玉』dと『明』bが「則善不勸」を「則善不勤」につくる。『管』cについても、「勤」や「進」につくる別寫本があった。中國の他の版本には異同がないので、1-3と同じく、この箇所を誤寫したテキストを参照していたと思われる。この三者と同じ箇所の引用は唐宋類書にはみえない。

7-14 武王問於太公曰、治國之道若何。太公對曰、治國之道、愛民而已。……(『校證』151頁)

『管』j 武王問大公曰、治國之道若何。大公對曰、治國之道、愛民而已。說苑。

この箇所は「於」字が無いことを除けば、四部叢刊本に同じ。『管』jと同じ箇所の引用は唐宋類書にはみえない。

7-36 ……孔子聞之曰、此言也信矣、善言進、則不善無由入矣。不進善言、則善無由入矣。(『校證』167頁)

『管』f 善進、則不善無由入。不善進、則善無由入。說苑。

四部叢刊本の「善言」を「善」につくる。この異同は『群書治要』所引の『說苑』にも共通しており<sup>69</sup>、唐代あるいはそれ以前の『說苑』のテキストを伝える箇所といえる。『管』fと同じ箇所の引用は唐宋類書にはみえない。

8-1 ……夫朝無賢人、猶鴻鵠之無羽翼也、……(『校證』173頁)

『明』c 朝無賢人、猶鴻鵠之無羽翼。說苑。

『太平御覽』卷四〇二 人事部四三 敘賢

又曰、夫朝無賢人、猶鴻鵠之無羽翼。……。

『太平御覽』卷四七四 人事部一一五 禮賢

又曰朝無人、猶鴻鵠之無羽翼也。

この箇所は助字の「夫」と「也」がないことを除けば四部叢刊本に同じ。同じ箇所の引用が『太平御覽』卷四〇二と卷四七四にみえる。

8-3 鄒子說梁王曰、伊尹故有莘氏之媵臣也、湯立以爲三公、天下之治太平。管仲故成陰之狗盜也、天下之庸夫也、齊桓公得之爲仲父。百里奚道之於路、傳賣五羊之皮、秦穆公委之以政。戚故將車人也、叩轅行歌於康之衢、桓公任以國。司馬喜鬻脚於宋、而卒相中山。范雎折脅拉齒於魏而後爲應侯。太公望故老婦之出夫也、朝歌之屠佐也、棘津迎客之舍人也、年七十而相周、九十而封齊。……(『校證』177-178頁)

『管』o 鄒子說梁王曰、伊尹故有莘氏之媵臣也、湯立以爲三公、天下之治太平。管仲故城陰之狗盜也、千之庸夫也、齊桓公得之以爲仲父。太公故老婦之出夫也、朝歌屠佐也、棘津迎客之舍人也、年七十而相周、九十而封齊。說苑。

『太平御覽』卷四七四 人事部一一五 禮賢

說苑曰、鄒子說梁王曰、伊尹有莘氏之勝臣、湯立以爲三公。管仲城陰之狗盜、齊桓

<sup>69</sup>『群書治要』卷四三「孔子聞之曰、此言信矣、善進、則不善無由入矣。不善進、則善亦無由入矣」。

以爲仲父。百里奚乞食於路、穆公委之以致。甯戚叩轅行歌、桓公任之以國。太公望出夫朝歌之屠、年七十而相周、九十而封齊。……。

この箇所は、四部叢刊本の節略で、「天下」を「千」に誤るが、他はほぼ四部叢刊本に同じ。同じ箇所の引用は『太平御覽』卷四七四にも見えるが、『管』oの「天下之治太平」や「太公故老婦之出夫也」がなく、同書を参照していないことは明らかである。

8-8 ……。伯牙子鼓琴、鍾子期聽之、方鼓而志在太山、鍾子期曰、善哉乎鼓琴。巍巍乎若太山。少選之間、而志在流水、鍾子期復曰、善哉乎鼓琴。湯湯乎若流水。鍾子期死、伯牙破琴絕絃、終身不復鼓琴、以爲世無足爲鼓琴者。……（『校證』183-184頁）

『幼』c 劉向說苑曰、伯牙子鼓琴、其交友鍾子期聽之。鍾子期死、伯牙屏琴絕絃、終身不鼓。

『太平御覽』卷四九〇 人事部五〇 交友四

劉向說苑曰、伯牙子鼓琴、其友鍾子期聽之、方鼓琴而志在於太山、鍾子期聽之曰、善哉鼓琴。巍巍乎若太山。少選之間、而志在流水、鍾子期聽之曰、善哉鼓琴。湯湯乎若流水。鍾子期死、伯牙子屏琴絕絃、終身不鼓、以爲時無足爲鼓琴者。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、四部叢刊本の「鼓琴」と「鍾子期」の間に「其交友」の三字があり、また「破琴」を「屏琴」とする。この異同は（「其交友」を「交友」とするものの）『太平御覽』卷四九〇と共通する。『後漢書』儒林傳上・尹敏に付された李賢注も同様であり<sup>70</sup>、唐代のテキストを伝える箇所といえる。また、『太平御覽』以前に、同様に表記する別の類書が存在していたことになる。

8-12 齊桓公設庭燎爲士之欲造見者、期年而士不至、於是東野鄙人有以九九之術見者、桓公曰、九九何足以見乎。鄙人對曰、臣非以九九爲足以見也、臣聞主君設庭燎以待士、期年而士不至。夫士之所以不至者、君天下賢君也。四方之士皆自以論而不及君、故不至也。夫九九薄能耳、而君猶禮之、況賢於九九乎。夫太山不辭壤石、江海不逆小流、所以成大也。詩云、先民有言、詢于芻蕘。言博謀也。桓公曰、善。乃因禮之、期月、四方之士相携而竝至。……（『校證』187-188頁）

『幼』n 說苑曰、齊桓公設庭燎爲士之欲造見者、期年而士不至、東野鄙人有以九々之術見者、桓公曰、九々足以見乎。對曰、臣非以九々爲足以見也、臣聞主君設庭燎以待士、期年而不至。夫士所以不至者、君天下賢君也。四方之士皆自論不及君、故不至也。夫九々薄能耳、而君猶禮之、況賢於九々者乎。桓公曰、善。禮之。期月而士至。

『藝文類聚』卷八〇 火部 庭燎

說苑曰、齊桓公設庭燎、爲士之欲造見者、期年而士不至、東野鄙人、有以九九之術見者。桓公曰、九九足以見乎。對曰、臣非以九九爲足以見也、臣聞主君設庭燎以待士、期年而不至。夫士所以不至者、君天下賢君也。四方之士、皆自論不及君、故不至也。夫九九薄能耳、而君猶禮之、況賢於九九者。桓公曰、善。禮之。期月而士至。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、6-11の場合と同じく、『藝文類聚』卷八〇の引き

<sup>70</sup>『後漢書』儒林傳上・尹敏 李賢注「說苑曰、伯牙子鼓琴、其友鍾子期聽之、志在於山水、子期皆知之。子期死、伯牙屏琴絕絃、終身不復鼓琴」。

寫しであろう。同じ箇所引用が『北堂書鈔』卷三四 政術部 禮賢 九九薄能因爲禮之條、『太平御覽』卷四七四 人事部一一五 禮賢にみえる。

8-13 ……。弦章對曰、臣聞之、水廣則魚大、君明則臣忠。昔有桓公、故有管仲。今桓公在此、則車下之臣盡管仲也。(『校證』188-189頁)

『管』a 子庶以奉祖爲孝、君上以安人爲明。水廣則魚大、君明則臣惠。說苑。

『太平御覽』卷七七三 車部二 敍車下

管仲與弦章對曰、臣聞之、水廣則魚大、君明則臣忠。……。

この箇所は、『管』aの後段が四部叢刊本と共通する(ただし、四部叢刊本の「忠」を「惠」とする)が、前段は見えない<sup>71</sup>。他の版本や類書等にも見えないので、曾鞏が『說苑』を再編した際に取りこぼした佚文の可能性はある。ただ、「子庶以奉祖爲孝、君上以安人爲明」の二句が直接「水廣則魚大…」につながるのではなく、その間に別の句を挟んでいた可能性はある。『管』aの後段の引用は、『太平御覽』卷七七三にもみえる。

9-6 吳王欲伐荊、告其左右曰、敢有諫者、死。舍人有少孺子者、欲諫不敢、則懷操彈於後園、露沾其衣、如是者三旦。吳王曰、子來、何苦沾衣如此。對曰、園中有樹、其上有蟬、蟬高居悲鳴飲露、不知螳螂在其後也。螳螂委身曲附欲取蟬、而不知黃雀在其傍也。黃雀延頸欲啄螳螂而不知彈丸在其下也。此三者皆務欲得其前利而不顧其後之有患也。吳王曰、善哉。乃罷其兵。(『校證』212-214頁)

『幼』a 劉向說苑曰、園中有樹、其上有蟬、レ高居悲鳴飲露、不知螳螂在其後也。

『幼』q 說苑曰、吳王欲伐荊、舍人少孺子者、欲諫不敢、乃操彈於後園、露沾其衣、如是者三旦。王曰、子來、何若露。不知螳螂在其後。天女身取斧欲取其彈、レ又不知黃雀在其後。黃雀延頸欲啄螳螂、不知彈丸在其下。此三者欲得其前而不顧其後患。王曰、善哉。乃罷兵。

『初學記』卷二 天部下 露 鶴警蟬鳴

劉向說苑曰、吳王欲伐荊、告其左右曰、敢有諫者、死。舍人有少孺子者、欲諫、懷丸操彈於後園、露霑其衣、如是三朝。吳王曰、子來、何露霑其衣如此。對曰、園中有樹、其上有蟬、蟬居高悲鳴飲露、不知螳螂在其後。螳螂曲附取蟬、不知黃雀延頸欲啄。黃雀又不知彈丸在其下也。臣欲彈雀、又不知傍有坑而墜也。

『初學記』卷三〇 蟲部 蟬 噪 鳴榆

劉向說苑曰、吳王欲伐荊、舍人少孺子者、欲諫不敢、乃操彈於後園、露霑其衣、如是者三日。王曰、子來、何若霑衣如此。對曰、園中有榆、其上有蟬、高居悲鳴飲露、不知螳螂在其後。螳螂委身曲斧欲取其蟬、又不知黃雀在其後。黃雀延頸欲啄螳螂、不知彈丸在其下。此三者欲得其前、而不顧其後患。吳王曰、善哉。乃罷兵。

『幼』a『幼』qとも、四部叢刊本の節略だが、『幼學指南鈔』であるため、先行類書からの引用であろう。『幼』aは四部叢刊本と同じく「園中有樹」とするが『藝文類聚』、『初學記』のうち同じに作るものは『初學記』卷二のみで、かつ『幼』aと同じく天部 露に所屬しており、同條からの引用であろう。『幼』qも、蟲彖部 蟬という部名と『初學記』卷三〇

<sup>71</sup>なお、この句は『後漢書』西羌傳 七七に「至(永建)四年、尚書僕射虞詡上疏曰、臣聞子孫以奉祖爲孝、君上以安民爲明、此高宗・周宣所以上配湯・武也」と見えているが、『說苑』からの引用とされてはいない。

の蟲部 蟬が共通し、兩者とも四部叢刊本の「…附欲取蟬」を「…斧欲取蟬(彈)」とすることから、『初學記』からの引用であることを示唆する。ただし兩者を比較すると、『幼』qは「何若露」より19字脱落があり、鈔寫の際に一行とばしたと思われる。また、『幼』qの「天女身取斧欲取其彈」は、『初學記』の「委」を「天女」に、「蟬」を「彈」に寫し誤ったのであろう。同じ箇所引用が『藝文類聚』卷二四 人部八 諷、同卷九二 鳥部下雀、『太平御覽』卷四五六 人事部九七 諫諍六、同卷八二四 資産部四 園、同卷九二二 羽族部九 黃雀、同卷九四四 蟲豸部一 蟬にみえる。

**9-13** 晉平公使叔嚮聘於吳、吳人拭舟以逆之、左五百人、右五百人。有繡衣而豹裘者、有錦衣而狐裘者、叔嚮歸以告平公、平公曰、吳其亡乎。奚以敬舟。奚以敬民。叔嚮對曰、君爲馳底之臺、上可以發千兵。下可以陳鐘鼓。諸侯聞君者、亦曰、奚以敬臺、奚以敬民。所敬各異也。於是平公乃罷臺。(『校證』223頁)

『祕』g 說苑曰、晉平公使叔向聘吳、吳人飭舟以逆之、左五百人、右五百人。有繡衣豹裘者、有錦衣而狐裘者、歸以告平公、平公曰、吳其亡乎。奚以敬舟、奚以敬民。對曰、君爲馳底之臺、上可以發千兵、可陳鐘鼓。諸侯聞之五君者、亦曰、奚以敬臺、奚以敬民、所敬各異也。乃罷臺。

『太平御覽』卷四五五 人事部九六 諫諍五

又曰、晉平公使叔向聘於吳、吳人拭船以送之、左五百人、右五百人。有繡衣豹裘者、叔向歸以告平公、平公曰、吳其亡乎。奚以敬舟、奚以敬民。叔向對曰、君爲馳底之臺、上可以發千兵、下可以陳鍾鼓。諸侯聞君者、亦曰、奚以敬臺、奚以敬民。所敬各異也。於是平公乃罷臺。

四部叢刊本の「拭」を『祕』gは「飭」とするが、『校證』は通用字とする。後半の「下可以陳鐘鼓。諸侯聞君者」を、『祕』gは「可陳鐘鼓。諸侯聞之五君者」とするが、何故「之五」を挿入したか判然としない。同じ箇所引用が『太平御覽』卷七六九 舟部二 敍舟中と同卷八一五 布帛部二 繡にみえるが、卷四四五よりも引用は短い。

**9-24** 吳王欲從民飲酒、伍子胥諫曰、不可、昔白龍下清冷之淵化爲魚、漁者豫且射中其目、白龍上訴天帝、……(『校證』237-238頁)

『幼』o 說苑曰、吳王欲從己飲酒、子胥諫曰、不可、昔白龍下清冷之淵化爲魚、漁者豫且射中其目、白龍上訴天。

『藝文類聚』卷九六 鱗介部上 龍

說苑曰、吳王欲從民飲酒、子胥諫曰、不可、昔日白龍下清冷之淵化爲魚、漁者豫且射中其目、白龍上訴天帝。……。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、『藝文類聚』からの引用であろう。『藝文類聚』の「民」を「己」とするのは、「民」の缺筆字の寫し誤りと思しい。同じ箇所引用が『太平御覽』卷九二九 鱗介部一 龍上にみえる。

**9-25** 孔子曰、良藥苦於口、利於病。忠言逆於耳、利於行。故武王諤諤而昌、紂嘿嘿而亡、君無諤諤之臣、父無諤諤之子、兄無諤諤之弟、夫無諤諤之婦、士無諤諤之友。其亡可立而待。……(『校證』238頁)

『世』b 說苑云、孔子曰、良藥苦於口、利於病。忠言逆於耳、而利於行。故武王諤々而昌、紂嘿々而已。君無諤々之臣、父無諤々之子、兄無諤々之弟。

『太平御覽』卷九八四 藥部一 藥

又曰、孔子曰、良藥苦於口、利於病。忠言逆於耳、利於行。

『太平御覽』卷四五五 人事部九六 諫諍五

又曰、吳王濞反、梁孝王中郎枚乘字叔聞之、爲書諫王、其辭曰、……。不絕之於彼、而救之於此、譬猶抱薪救火也。故武王諤諤而昌、紂嘿嘿而亡。君無諤諤之臣、父無諤諤之子、兄無諤諤之弟、夫無諤諤之婦、士無諤諤之友、其亡可待。……。

四部叢刊本の「亡」を「已」につくり（ただし『續群書類聚』は「亡」とする）、四部叢刊本にみえない助字の「而」を追加した以外は四部叢刊本に同じ。『太平御覽』卷九八四と同卷四五五が同箇所を引用するが、『世』bとは完全に一致せず、前半部と後半部が分かれた引用となっている。また、『太平御覽』卷四五五は、9-25だけではなく9-23（吳王濞反～譬猶抱薪救火也）と融合してしまっており、引用の際に混亂があったことが分かる。『世』bが『太平御覽』の兩部分を参照して接合したとは考えにくい。

10-6 韓平子問於叔向曰、剛與柔孰堅。對曰、臣年八十矣、齒再墮而舌尚存。……（『校證』245頁）

『幼』b 說苑曰、韓平子問叔嚮曰、剛與軟孰堅。對曰、臣年八十矣、齒再墮而舌尚存。

『藝文類聚』卷一七 人部一 舌

說苑曰、韓平子問叔向曰、剛與軟孰堅。對曰、臣年八十矣、齒再墮而舌尚在。

部名および四部叢刊本の「柔」を「軟」につくる點が共通することから、『藝文類聚』からの引用と思われるが、『藝文類聚』は「尚存」を「尚在」とする點が異なる。同じ箇所の引用が『太平御覽』卷三六七 人事部八 舌にみえるが、問題の箇所は「柔」となっている。

10-17 ……。父曰、有說、身已貴而驕人者民去之。位已高而擅權者君惡之。祿已厚而不知足者患處之。……（『校證』252頁）

『玉』i 身貴而驕人者民去之。位高擅權者君惡之。祿已厚而不知足者患處之。說苑。

『藝文類聚』卷二三 人部七 鑑誠

又曰、有身貴而驕人者民去之。位高而擅權者君惡之。祿厚而不知足者患處之。

『藝文類聚』卷四〇 禮部下 弔

說苑曰、……。後弔曰、身貴而驕人者民去之。位高擅權者民惡之。祿厚而不知止者患處之。……。

冒頭の二句に「已」がなく、二句目に「而」を缺く以外は、四部叢刊本に同じ。『藝文類聚』卷二三、卷四〇が同じ箇所を引用するが、『玉』iの方が助字が多く、同書からの引用とは考えにくい。

11-13 襄成君始封之日、衣翠衣、帶玉劍、履縞舄、立於遊水之上、大夫擁鍾錘縣、令執桴號令、呼、誰能渡王者於是也。楚大夫莊辛、過而說之、遂造託而拜謁、起立曰、臣願把君之手、其可乎。襄成君忿作色而不言。莊辛遷延沓手而稱曰、君獨不聞夫鄂君子皙之汎舟於新波之中也。乘青翰之舟、極菡萏、張翠蓋而揜犀尾、班麗褂衽、會鍾鼓之音畢、榜枻越人擁楫而歌、歌辭曰、……。於是乃召越譯、乃楚說之

曰、今夕何夕兮、搴中洲流、今日何日兮、得與王子同舟。蒙羞被好兮、不訾詬恥、心幾頑而不絕兮、知得王子。山有木兮木有枝、心說君兮君不知。於是鄂君子皙乃揜脩袂行而擁之、舉繡被而覆之。鄂君子皙、親楚王母弟也。官爲令尹、爵爲執珪、一榜柁越人猶得交歡盡意焉。今君何以踰於鄂君子皙、臣何以獨不若榜柁之人、願把君之手、其不可何也。襄成君乃拱手而進之、曰、吾少之時、亦嘗以色稱於長者矣。未嘗遇倂如此之卒也。自今以後、願以壯少之禮謹受命。（『校證』277-279頁）

『祕』h 又曰、襄成君始封之日、翠衣玉珮、立流水之上。大夫庄辛悅之、曰、臣願把君之手。襄成作色不言。辛曰、君不聞鄂君乎。乘青翰之舟、張翠蓋。越人擁楫而歌曰、今夕何夕、搴州中流、今日何日、得與王子同舟。山有木兮木有被、心悅君兮君不知。於是鄂君舉繡被而覆之。今臣何以不答擁楫之人、願把君手而不得乎。襄成君曰、吾請於今謹受命矣。

『藝文類聚』卷七一 舟車部 舟

說苑曰、襄城君始封之日、衣翠衣、帶玉劍、履縞烏、立乎流水之上。大夫莊辛過而說之曰、願把君之手、其可乎。襄城作色不言。莊辛遷延稱曰、君獨不聞鄂君之遇越人乎。鄂君方汎舟於新波之上、乘青翰之舟、張翠羽之蓋、會鼓鍾之音、越人擁楫而歌曰、今夕何夕兮、襄州水流、今日何日、得與王子同舟。山有木兮木有枝、心悅君兮君不知。於是鄂君揜袂而擁之、舉繡被而覆之。襄城乃拱手進之。

この箇所は四部叢刊本の大幅な節略である。襄成君の服飾に関する記述が異なり、「翠衣玉珮」とするが、唐宋類書にこの表現はみえない。同じ箇所を引用するものは多いが、うち最も長い『藝文類聚』卷七一を挙げる。兩者を比較すると、『祕』hにみえる「吾請於今謹受命矣」がなく、この箇所は他の類書にもみえない。後半の「枝」を「被」とするのは誤写であろう。同じ箇所の引用が『北堂書鈔』卷一〇六 樂部 歌篇二 擁楫而歌條、同卷一二八 衣冠部二 烏一九 縞烏條、同卷一二九 衣冠部三 衣二〇 翠衣條、同卷一三七 舟部 舟總篇 青翰條、『太平御覽』卷五七二 樂部一〇 歌三、同卷七〇七 服用部九 被、同卷七七〇 舟部三 舟下、同卷七七一 舟部四 楫、同卷八一五 布帛部二 繡にみえる。

11-14 雍門子周以琴見乎孟嘗君、孟嘗君曰、先生鼓琴、亦能令文悲乎。雍門子周曰、臣何獨能令足下悲哉。臣之所能令悲者、有先貴而後賤、先富而後貧者也。不若身材高妙、適遭暴亂無道之主、妄加不道之理焉。不若處勢隱絕、不及四鄰、詘折擯厭、襲於窮巷、無所告愬。不若交歡相愛、無怨而生離、遠赴絕國、無復相見之時。不若少失二親、兄弟別離、家室不足、憂感盈胸。……今若足下、千乘之君也。……方此之時、視天地曾不若一指、忘死與生、雖有善琴者、固未能令足下悲也。孟嘗君曰、否否、文固以爲不然。雍門子周曰、……、千秋萬歲之後、廟堂必不血食矣。高臺既以壞、曲池既以漸、墳墓既以下、而青廷矣、嬰兒豎子樵採薪蕘者、躡躅其足而歌其上、衆人見之、無不憫焉爲足下悲之、曰、夫以孟嘗君尊貴、乃可使若此乎。於是孟嘗君泫然泣涕、承睫而未殞。雍門子周引琴而鼓之、徐動宮徵、微揮羽角、切終而成曲。孟嘗君涕浪汗增、歛而就之、曰、先生之鼓琴、令文立若破國亡邑之人也。（『校證』279-282頁）

『幼』1 說苑曰、雍門周以琴見孟嘗君、孟嘗君曰、先生□鼓琴、能令我悲乎。周曰、所能令悲者、先貴後賤、先富後貧、屈折擯厭、無所告訴。今足下千乘之君、雖有善琴、未能使足下悲也。然千秋萬歲之後、高臺傾、曲池塹、墳墓既已平、嬰兒豎子樵

採者、躑躅其足、而歌其上曰、夫以孟嘗君尊貴、乃若是乎。孟嘗君遂泣下垂臉。周引琴而鼓之、徐動宮徵、拂羽角。孟嘗君涕泣增哀、下而就之、曰、聞先生鼓琴、令文立若破國亡邑之人也。

『藝文類聚』卷四四 樂部四 琴（『太平御覽』卷五七九 樂部一七 琴下もほぼ同じ）

說苑曰、雍門周以琴見孟嘗君、孟嘗君曰、先生鼓琴、亦能令文悲乎。周曰、臣獨焉能令足下悲哉。所能令悲者、先貴而後賤、先富而後貧。不若身才高妙、適遭暴亂。不若處勢隱絕、不及四鄰、詘折擯厭、舞無所告愬。臣一爲之徵操援琴、則涕零矣。今若足下、千乘之君。廣夏邃房、下羅帷、來清風、鬪象旗、舞鄭妾、麗色淫目、流聲娛耳。水遊則連方舟、戴羽旗。野遊則馳弋獵乎平原廣囿、入則撞鍾擊鼓乎深宮之中。雖有善鼓琴者、固未能使足下悲也。然臣所爲足下悲者一也。千秋萬世之後、宗廟必不血食。高臺既已壞、曲池既已漸、墳墓既已下、嬰兒豎子樵採者、躑躅其足、而歌其上曰、夫以孟嘗君尊貴、乃若是乎。於是孟嘗泣焉承臉。周引琴而鼓之、徐動宮徵、拂羽角。孟嘗涕泣增哀、下而就之、曰、先生之鼓琴、令文若破國亡邑之人。

四部叢刊本の大幅な節略であるが、『幼學指南鈔』であるため、先行する類書からの引用であろう。『藝文類聚』卷四四は『幼』1と同じ樂部 琴であり、また、四部叢刊本の「微揮羽角」「孟嘗君涕浪汗增、欬而就之」を、ともに「拂羽角」「孟嘗君涕泣增哀、下而就之」とするなどの共通点はあるものの、細かい違いも多い。同じ箇所引用が『藝文類聚』卷三五 人部一九 泣、『太平御覽』卷四八九 人事部一三〇 涕にもみえるが、『藝文類聚』卷四四よりも引用が短い。

11-18 莊周貧者、往貸粟於魏、文侯曰、待吾邑粟之來而獻之。周曰、乃今者周之來、見道傍牛蹄中有鮒魚焉、大息謂周曰、我尚可活也。周曰、須我爲汝南見楚王、決江淮以溉汝。鮒魚曰、今吾命在盆甕之中耳、乃爲我見楚王、決江淮以溉我、汝即求我枯魚之肆矣。今周以貧故來貸粟、而曰須我邑粟來也而賜臣、即來亦求臣傭肆矣。文侯於是乃發粟百鍾、送之莊周之室。（『校證』286頁）

『祕』e 又曰、莊周貧、往貸於魏文侯、文侯曰、待吾邑粟來而獻之。周曰、周之來、見道傍牛蹄中有一鮒魚焉、大謂周曰、我尚可活也。周曰、須我爲汝南見楚王、決江淮以溉汝。鮒魚曰、今吾命在貧甕之間、乃爲我見楚王、決江淮以溉我、汝即求我於枯魚之賜肆矣。今周以貧故來貸粟、而曰須我邑粟來而賜臣、即亦求臣傭肆矣。文侯於是乃發粟百鍾、送之莊周之室。

『初學記』卷六 地部中 淮 化雉（『太平御覽』卷六一 地部二六 淮もほぼ同じ）劉向說苑曰、莊周貧、往貸於魏文侯、文侯曰、待吾邑粟之來而獻之。周曰、乃今者、周之來、見道牛蹄中有鮒魚焉。太息謂周曰、我尚可活也。周曰、須我爲汝向南詣楚王、決江淮以溉汝。鮒魚曰、今命在盆甕之中耳。乃爲我見楚王、決江淮以溉我、汝即求我於枯魚之肆矣。

四部叢刊本の「盆甕之中耳」を「貧甕之間」につくり、「枯魚之肆矣」を「枯魚之賜肆矣」とする以外ほぼ同じである。『初學記』卷六が同じ箇所を引用するが、莊子が魏の文侯より粟を得た件の記述はなく、同條からの引用ではないことがわかる。

12-2 ……。使者曰、明君之使人也、任之以事、不制以辭、遇吉則賀之、凶則弔之。

……（『校證』293頁）

『幼』f 說苑曰、明君之使人也、任之以事、不制以辭、**此奉使之事也。其稱謂有行李。**（左傳曰、行李之往來。杜預注、行李、行人也）。

『北堂書鈔』卷四〇 奉使 任之以事不制以辭

說苑云、……。使者曰、臣聞、明君之使人也、任之以事、不制以辭。……。

『初學記』卷二〇 政理部 奉使

說苑曰、明君之使人也、任之以事、不制以辭。此奉使之事也。其稱謂有行李。（左傳曰、行李之往來。杜預注、行李行人也）

「此奉使之事也」以下は四部叢刊本に見えないが、無論『說苑』ではなく、2-2と同様、『初學記』の地の文をそのまま引用したものである。『太平御覽』卷七七九 奉使部三 奉使下も『初學記』卷二〇と同じ箇所を引くが、「此奉使之事也…」以下はない。

12-5 ……。於是以楊幹麻筋之弓六往。……（『校證』296頁）

『幼』g 劉向說苑曰、楊幹麻筋之弓。

『初學記』卷二二 武部 弓 楊幹桑弧（『太平御覽』卷三四七 兵部七八 弓も同じ）

劉向說苑曰、齊攻魯、子貢見哀公、請求救於吳。公曰、奚先君寶之用。子貢曰、使吾寶而與我師、是不可恃也。於是以楊幹麻筋之弓六往。

「筋」の字體が異なる以外は四部叢刊本と同じだが、『初學記』からの引用であろう。

12-6 魏文侯封太子擊於中山、三年使不往來、舍人趙倉唐進稱曰、爲人子三年不問父問、不可謂孝。爲人父三年不問子、不可謂慈。君何不遣人使大國乎。太子曰、願之久矣。未得可使者。倉唐曰、臣願奉使。侯何嗜好。太子曰、侯嗜晨晷、好北犬。於是乃遣倉唐縹北犬、奉晨晷、獻於文侯。……。文侯顧指左右曰、子之君、長孰與是。倉唐曰、禮擬人必於其倫。諸侯母偶、無所擬之。曰、長大孰與寡人。倉唐曰、君賜之外府之裘、則能勝之、賜之斥帶、則不更其造。……。文侯於是遣倉唐賜太子衣一襲、勅倉唐以鷄鳴時至、太子起拜受賜、發篋視衣盡顛倒。太子曰、趣早駕、君侯召擊也。倉唐曰、臣來時不受命。太子曰、君侯賜擊衣、不以爲寒也。欲召擊、無誰與謀、故勅子以鷄鳴時至。詩曰、東方未明、顛倒衣裳、顛之倒之、自公召之。……（『校證』296-298頁）

『幼』k 說苑曰、魏文侯封太子擊中山、三年使不往來。舍人趙倉唐奉使。文侯同子之君長大孰與寡人。倉唐曰、君賜之外府之衣、則能勝之。文侯遣倉唐賜太子衣一襲、令倉唐口鳴至。太子迎拜賜、發口衣盡顛倒。太子趣是駕、曰、賜之衣非以爲寒也。欲召擊也、无誰與謀。故遣子以詩曰、東方未明、顛倒衣裳、顛之倒之、自公召之。

『太平御覽』卷六八九 服章部六 衣

又曰、魏文侯封太子擊於中山、三年使不往來。舍人趙倉唐奉使。文侯問子之君長大孰與寡人。倉唐曰、君賜之外府之衣、則能勝之。文侯遣倉唐賜太子衣一襲、令倉唐雞鳴時至。太子迎拜、賜發篋衣盡顛倒。太子趣具駕、曰、賜之衣非以爲寒也。欲召擊、知無誰與謀。故遣子以衣、詩曰、東方未明、顛倒衣裳、顛之倒之、自公召之。事具奉使門。

この箇所は四部叢刊本の大幅な節略である。『幼學指南鈔』であるため、先行類書からの引

用であろう。『幼』kが「文侯問子之君長…」を「文侯同子之君長…」に、「太子趣具駕」を「太子趣是駕」に誤るものの『太平御覽』卷六八九と引用が一致し、かつ部名も『幼』kが章服部 衣裳、『太平御覽』が服章部 衣と共通する。同じ箇所引用が、『北堂書鈔』卷四〇 政術部 奉使三六 倉唐奉使條、同卷一二九 衣冠部三 衣二〇 賜之外府、『太平御覽』卷一四六 皇親部一二 太子一、『太平御覽』卷三八九 人事部三〇 嗜好にみえるが、いずれも『幼』kよりも引用が短い。ただし、『幼學指南鈔』が『太平御覽』を参照したとは考えられず、両者が参照した藍本からの引用であろう。

13-25 楚莊王與晉戰、勝之、懼諸侯之畏己也、乃築爲五仞之臺、臺成而觴諸侯、諸侯請約。……（『校證』326頁）

『幼』h 說苑曰、楚莊築五仞之臺。

『初學記』卷二四 居處部 臺 五仞九層

說苑曰、楚莊王築五仞之臺。老子曰、九層之臺起於累土。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、『初學記』からの引用であろう。同じ箇所引用が『太平御覽』卷一七七 居處部五 臺上、同卷四五〇 人事部九一 權謀下にみえるが、「楚莊築五仞之臺」という形に壓縮されてはいない。

14-1 ……。彼人臣之公、治官事則不營私家、在公門則不言貨利、當公法則不阿親戚、奉公舉賢則不避仇讎、忠於事君、仁於利下、推之以恕道、行之以不黨、伊呂是也。……（『校證』343頁）

『玉』g 理官事則不營私家、在公門則不言貨利、當公法則不阿親戚、奉公舉賢則不避仇讎。『北堂書鈔』卷三七 政術部 公正三一 公法不阿親（『太平御覽』卷四二九 人事部七〇 公平もほぼ同じ）

說苑云、人臣之公、治官事則不言營私處、公門則不言貨利、當公法不阿親戚、薦舉不避讎、忠於事君、是之謂公。

この箇所、じつは『玉』gの出典を記した部分が判然としておらず、『說苑』と断定しづらい部分である。くわえて『臣軌』に、『說苑』の同部分を引用した箇所も見える。

『臣軌』卷上 公正章

人臣之公者、理官事則不營私家、在公門則不言貨利、當公法則不阿親戚、奉公舉賢則不避仇讎、忠於事君、仁於利下、推之以恕道、行之以不黨、伊呂是也。

『臣軌』の「理官事…」を『玉』gは「理臣事…」とする違いはあるものの、出典は『臣軌』としたほうがよいかもしれない。「官」を「臣」とするのは、「宦」の寫し誤りであろうか。『北堂書鈔』卷三七も同條を引用するが、『玉』gよりもさらに省略されているため、同書からの引用ではありえない。

14-13 楚令尹虞丘子復於莊王曰、……。莊王從之、賜虞子采地三百、號曰、國老、以孫叔敖爲令尹。少焉、虞丘子家干法、孫叔敖執而戮之、虞丘子喜、入見於王、曰、臣言孫叔敖、果可使持國政、奉國法而不黨、施刑戮而不亂、可謂公平。莊王曰、夫子之賜也已。（『校證』356頁）

『幼』e 說苑曰、楚令尹虞丘子舉孫叔敖爲令尹、少焉。虞丘子家于言、孫叔敖執而戮之。虞丘子喜、入見於王、言、孫叔敖果可使持政奉國法而不黨、施刑戮而不乱耳。

不謂公乎。庄王曰、夫子之賜也。

『北堂書鈔』卷三七 政術部 公正二七 奉法不黨

說苑、楚令尹虞丘子舉孫叔敖□□、執而戮之。虞丘子喜、入見於王、言孫叔敖果可使持政、奉國法而不黨、施刑戮而不亂、可謂公乎。

『藝文類聚』卷五三 治政部下 薦舉

說苑曰、楚令尹虞丘子、舉孫叔敖。執而戮之。虞丘子喜、入見於王、言孫叔敖果可使持政、奉國法而不黨、施刑戮而不亂、可不謂公乎。莊王曰、夫子之賜也。

『太平御覽』卷四二九 人事部七〇 公平

又曰、楚令尹虞丘子言於莊王曰、臣聞奉公行法、可以得榮、能淺行薄、無望上位。臣爲令尹十年、國不加治。竊選俊士孫叔敖、秀才多能、其性無欲、君舉而授之政、則國可寧。莊王從之、賜虞丘子田三百、號曰、國老、以孫叔敖爲令尹。少焉、而虞丘子家干法、孫叔敖執而戮之、虞丘子喜、入見於王、言孫叔敖果可使持政、奉國法而不黨、施刑戮而不亂、可謂公平。莊王曰夫子之賜也。

この箇所は四部叢刊本の大幅な節略で、「干法」を「于言」に誤る。先行する類書からの引用と思いが、唐宋類書と引用箇所が完全に一致するものはなく、むしろ『幼』eの方が長い。問題となるのが、『幼』eにみえる「少焉」である。この二字は『太平御覽』卷四二九にもみえるが、『幼』eが四部叢刊本と異なる点である「楚令尹虞丘子舉孫叔敖爲令尹」はみえず、同書（の藍本）からの引用ではありえない。この点につき『幼』eと共通するのが『北堂書鈔』卷三七と『藝文類聚』卷五三である。とくに後者は部名が治政部下 薦舉であり、『幼』eの理政部 薦舉と共通する。筆者の推測であるが、『藝文類聚』（あるいはその藍本）は本来『幼』eと同文であったが、鈔寫の際に「爲令尹少焉虞丘子家于言孫叔敖執而戮之」が脱落したのではあるまいか。同じ箇所の引用が『太平御覽』卷四四四 人事部八五 知人下にみえるが、「少焉」を含まない。

15-24 聖人之治天下也、先文德而後武力。……（『校證』380頁）

『管』m 聖王之治天下、先文德而後武力。說苑。

「聖人」を「聖王」とし、助字の「也」を缺く以外は、四部叢刊本に同じ。また、唐宋類書には『管』mと同じ箇所の引用はみえない。

16-161 冠履不同藏、賢不肖不同位。（『校證』401頁）

『玉』c 冠履不同藏、賢不肖不同位。說苑。

『明』d 冠履不同藏、賢不肖不同位。說苑。

『管』n 冠履不同藏、賢不肖不同位。說苑。

この箇所は四部叢刊本に同じ。また、唐宋類書にはこの三者と同じ箇所の引用はみえない。

18-13 度量權衡以黍生之爲一分、十分爲一寸、十寸爲一尺、十尺爲一丈。……（『校證』454頁）

『祕』b 說苑曰、十粟爲十分、十分爲一寸、十寸爲一尺、十尺爲一丈。

『太平御覽』卷八三〇 資産部十 尺寸

說苑曰、度量衡以粟生之、十粟爲一分、十分爲一寸、十寸爲一尺、十尺爲一丈。

この箇所は、『太平御覽』にもとづき、四部叢刊本に脱落があることが盧文弨の『群書拾

補』によって既に指摘されている。『祕』bはそれを補強する資料とはいえるが「一分」とすべきところを「十分」に誤っている。同じ箇所引用が『太平御覽』卷八四〇 百穀部四 粟にもみえるが卷八三〇よりも引用が短い。

18-14 ……。靈龜文五色、似玉似金、背陰向陽。上隆象天、下平法地、槃衍象山、四趾轉運應四時、文著象二十八宿。蛇頭龍脰、左精象日、右精象月、千歲之化、下氣上通、能知存亡吉凶之變。……（『校證』454-457頁）

『幼』p 說苑曰、靈龜五色、似玉、背陰向陽、上隆象天、下平法地、轉運應四時。蛇頭龍脰、左精象日、右精象月、知存亡吉凶之變。

『藝文類聚』卷九六 鱗介部上 龜

說苑曰、靈龜五色、色似玉、背陰而陽、上隆象天、下平法地、轉運應四時。蛇頭龍脰、左睛象日、右睛象月、知存亡吉凶之憂。

又、龜千歲、能與人言。

『太平御覽』卷九三一 鱗介部三 龜

說苑曰、靈龜五色、色似玉、背陰向陽、上隆象天、下平法地、轉運應四時。蛇頭龍脰、左精象日、右精象月、知存亡吉凶之變。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、引用箇所は『藝文類聚』卷九六と完全に一致し、部名も鱗介部 龜と共通するため、同書からの引用であろう。ただ、『幼』pの「背陰向陽」が「背陰而陽」、「左精象日、右精象月」が「左睛象日、右睛象月」、「知存亡吉凶之變」が「知存亡吉凶之憂」となっているが、『藝文類聚』を藍本としたと思しき『太平御覽』は、「脰」を「脰」とする以外『幼』pと一致する。

18-27 哀公射而中稷、其口疾不肉食、祠稷而善、卜之巫官、巫官變曰、稷負五種、託株而從天下、未至於地而株絕、獵谷之老人張衽以受之、何不告祀之。公從之、而疾去。（『校證』470頁）

『祕』a 說苑曰、哀公射中稷、口有疾、不宗食。巫變曰、昔稷員五種、作床而至從天下、未至於地而床、糲各先人張衽受之、公何不食之。公從之、而自愈

この箇所は、四部叢刊本の節略だが、異同も多い。「肉」を「宗」とするのは、「肉」の異體字を判讀し誤ったものである<sup>72</sup>。「負」を「員」とするのも誤寫であろう。また、「獵谷之老人」を「糲各先人」とする箇所についても、「谷」を「各」に誤ったと推測することは出来るが、他の異同箇所については考を得ない。また、唐宋類書には『祕』aと同じ箇所の引用はみえない。

20-6 禽滑釐問於墨子曰、錦繡絺紵、將安用之。墨子曰、惡、是非吾用務也。古有無文者得之矣、夏禹是也。……。且夫錦繡絺紵、亂君之所造也、其本皆興於齊、景公喜奢而忘儉、幸有晏子以儉鑄之、然猶幾不能勝。……。今當凶年、有欲予子隨侯之珠者、不得賣也、珍寶而以爲飾。又欲予子一鍾粟者、得珠者不得粟、得粟者不得珠、子將何擇。禽滑釐曰、吾取粟耳、可以救窮。墨子曰、誠然、則惡在事夫奢也。長無用、好未淫、非聖人所急也。……。（『校證』515-516頁）

『祕』d 又曰、禽滑釐問墨子、錦繡絺紵、安用之。曰、惡、是非吾急務也。今凶年、有欲与子隨侯之珠者、曰不得賣也、珍寶以爲飭、又欲与子一鍾粟、得珠者

<sup>72</sup>黃征 2005、340頁。

不得粟、得粟者不得珠、子將何擇。謂釐曰、吾亦粟耳。墨子曰、然、則惡事夫奢侈也。

『祕』i 又曰、禽滑釐問墨子曰、錦繡絺紵、將安用之。曰、惡、是非吾務也。夫錦繡絺紵、乱君之所造也。

『祕』j 說苑曰、禽滑釐問墨子曰、錦繡絺絡、將安用之。曰、惡、是非吾務也。夫錦繡絺絡、乱君之所造也。

『祕』d、『祕』i、『祕』jとも、四部叢刊本の大幅な節略である。四部叢刊本の「錦繡絺紵」について、『祕』d、『祕』i、『祕』jとも最初の三文字は共通するものの四文字目がいずれも異なっており、唐以前の『說苑』テキストにはこの箇所が乱れがあったのではないかと思われる。唐宋類書にはこの三者と同じ箇所の引用はみえない。

## (2) 佚文

『說苑』には、類書や注釋に引用されながらも、曾鞏の再編から漏れたものがあり、それらは『說苑』佚文として既に多數集められているが<sup>73</sup>、和製類書にも既知の佚文と共通するものがいくつかある。

**21-5** 說苑曰、呂望年七十、釣于渭渚。三日三夜、魚無食者、與農人言。農人者、古之老賢人也。謂望曰、子將復釣、必細其綸、芳其餌、徐徐而投之、無令魚駭、望如其言。初下得鮒、次得鯉。剖腹得書、書文曰、呂望封于齊。望知當貴。(『藝文類聚』卷六六 産業部下 釣、『校證』536-537頁)

『幼』i 說苑曰、呂望年七十、釣于渭渚。三日三夜、魚无食者、与農人言。農人者、古之老賢人也。謂望曰、子將復釣、必細其綸、芳其餌、徐々而投之、无令魚駭、望如其言。初下得鮒、次下得鯉。剖魚腹得書之文曰、呂望封于齊。望知當貴也。

『藝文類聚』に引用される、太公望に関するエピソードである。引用箇所がほぼ一致しており、『藝文類聚』からの引用といえるが、「初下得鮒、次得鯉。剖腹得書、書文曰」が、『幼』iでは「初下得鮒、次下得鯉。剖魚腹得書之文曰」と詳しくなっており、佚文を補うことができる。

**21-21** 說苑曰、王國子前母子伯奇、後母子伯封。後母欲其子立爲太子、說王曰、伯奇好妾。王不信。其母曰、令伯奇於後園、妾過其旁、王上臺視之、即可知。王如其言、伯奇入園、後母陰取蜂十數置單衣中、過伯奇邊曰、蜂螫我。伯奇就衣中取蜂殺之。王遙見之、乃逐伯奇也。(『後漢書』黃瓊傳・章懷注)

說苑云、王國子前母子伯奇、後母子伯封、兄弟相重。後母欲令其子立爲太子、乃譖伯奇、而王信之、乃放伯奇也。(『漢書』馮奉世傳贊・師古注)

說苑曰、王國君、前母子伯奇、後母子伯封、兄弟相愛。後母欲其子爲太子、言王曰、伯奇愛妾。王上臺視之、後母取蜂除其毒、而置衣領之中、往過伯奇、奇往視袖中殺蜂。王見讓伯奇、伯奇出。使者就袖中、有死蜂、使者白王。王見蜂追之、已自投河中。(『文選』陸機「君子行」李善注、『校證』549-551頁)

<sup>73</sup>ただし、各人によって集めた佚文の数が異り、『疏證』34條、『集證』なし、『補正』8條、『校證』44條、『逐字索引』68條となっている。

『世』c 說苑云、王國君前母子伯奇、後母子伯對、兄弟相愛。後母欲其子爲太子、言王曰、伯奇好妾、王上臺視之。後母取蜂數十衣中、往過伯奇、々々往視袖中繁之。王見誣伯奇、々々出。使者就獄、袖中有死蜂。使者白王、々々見蜂召之、已自投河中。

章懷太子、顏師古、李善の注釋に引用される、伯奇とその後母に關するエピソードである。顏師古の引用は短いので措くとして、後母が伯奇を陥れるために蜂を用いるのだが、その蜂の處理法の描寫が章懷注と李善注とで既に異なっていることがわかる。この箇所關して『世』cは章懷注に近いが、李善注のみにみえる、伯奇が河に投身する記事もみえており、あたかも章懷注と李善注とを折衷したかのような形となっている。ただ、李善注が「使者就袖中、有死蜂」とする箇所を『世』cが「使者就獄、袖中有死蜂」と「獄」字を加えている理由については考を得ないが、衍字であろう。

21-38 說苑曰、高平王遣使者、從魏文侯貸粟。文侯曰、須吾租收邑粟至、乃得也。使者曰、臣初來時、見澗中有魚。張口謂臣曰、吾窮水魚、命在呼吸、可得灌乎。臣謂之曰、待吾南見河堤之君、決江淮之水、灌汝口。魚曰、爲命在須臾、及須決淮之水、比至還、必求吾於枯魚之肆。今高平貧窮、故遣臣詣君貸粟、乃須租收粟至者、大王必求臣死人之墓。(『藝文類聚』卷八五 百穀部 粟、『校證』551-552頁。『太平御覽』卷八四〇 百穀部四 粟もほぼ同じ)

『祕』c 又曰、高平王遣使者、從魏文侯貸粟。文侯曰、須吾租收邑粟至、乃得。使者曰、臣初來時、見澗中有魚。張口謂臣曰、吾窮水之魚、命在呼吸、可得灌乎。臣謂之曰、待吾南見河堤之君、決江淮之水、灌汝口。魚曰、爲命在須臾、乃須決江淮之水、比至君還、必求五於枯魚之肆。今高平貧窮、故遣臣從君貸粟、乃須租收粟至、比至者、大王必求臣死人之墓。蓋魚窮歸淵、士窮歸人。夫振貧救厄、君子以爲上也。文侯大感、以粟萬斛而送之。

『祕』f 說苑曰、高平王遣使者、從魏文侯貸粟。文侯曰、須吾租牧邑粟至、乃得也。使者曰、臣初來時、見澗中有魚。張口謂曰、吾窮命在呼吸、可得灌乎。臣謂之曰、待南見河堤之君、決江淮之水、灌汝。魚曰、爲命在須臾、乃須決江淮之水、比至君還、必求吾於枯魚之肆。今高平貧窮、故遣臣詣君貸粟、乃須租牧粟至者、大王必求臣死人之墓矣。

この部分は、前引の11-18と全く同じプロットである。ただ、11-18が、粟を借りに行ったところ、相手に婉曲に斷られたため、例え話を用いて最終的に粟を得る、という構造であるのに對し、21-38のソースとなった『藝文類聚』では、例え話を用いたところで引用が終了して、粟を得ていない。しかし、『祕』cは、さらに文章が續き、最終的に魏文侯から粟を得ることに成功しており、11-18のプロットと完全に共通する。よって、『祕』cは『說苑』佚文をさらに補足し得る資料といえよう。なお、『祕』fが「吾窮水(之)魚、命在呼吸」を「吾窮命在呼吸」とするのは、意味としては通じるが、やはり先行する類書が編纂された際に脱落したのであろう。

## おわりに

本稿で校勘に用いた和製類書は、唐宋類書とほぼ重複する『祕府略』、『幼學指南鈔』と、ほとんど重複しない金言集とに大別できる。その金言集も、『説苑』の引用状況に限定すると、『世俗諺文』、『玉函祕抄』と『明文抄』、『管蠡抄』とに三分できる。この四種の金言集は『世俗諺文』が最初に成立し、やや遅れて『玉函祕抄』が成立、その後『明文抄』と『管蠡抄』がほぼ同時期に成立、という関係にある。

『明文抄』が『玉函祕抄』を資料源としていることはすでに、遠藤光正 1984 と山内洋一郎 2006 が指摘しており、『説苑』についても引用の半数（『玉』e と『明』g、『玉』f と『明』f、『玉』b と『明』a、『玉』d と『明』b、『玉』c と『明』d）が共通するという結果は先行研究を支持する。『管蠡抄』も、『管』i (7-1) や『管』n (16-161) から、『玉函祕抄』と『明文抄』を参照したかの様にみえるが、『玉函祕抄』『明文抄』よりも引用が長い『管』c (7-3) および（『説苑』ではないが）『管』d から考えると、『管蠡抄』は『玉函祕抄』『明文抄』に依據していないと思しい。『世俗諺文』は、他の三種と引用の箇所および引用文の分量がまるで異なる。

冒頭に述べたように、和製類書は、最初こそ先行する中國類書の再編集であったが、のちに日本に將來された唐鈔本や舊鈔本を参照して作成されたと考えられている。金言集に引用された『説苑』の大半が唐宋類書にみえない状況から考えて、金言集の撰者達が（無論『金榜集』など後發のものは除いて）原典を参照して撰述したと考えたいところである。

しかし『説苑』は、平安時代屈指の讀書家であった藤原頼長の讀書記録にもみえないようなマイナーな典籍であり<sup>74</sup>、金言集の撰者達が一々めくって抄出していたとは考えにくい。では、彼らがいかなる手段で唐宋類書にはみえない『説苑』を引用したかと問われれば、答えに窮する。『祕府略』は 99.8 パーセントが散佚しており、その散佚箇所からの孫引きなのか、あるいは中國から將來され、現在散佚した類書からの引用なのか、筆者には解答のしようがない。

しかし、かりに金言集が何らかの先行類書を引用したとしても、『管』p (1-9)、『玉』f『明』f (3-10)、『世』a (5-28)、『管』f (7-36)、『幼』c (8-8)、『管』m (15-24) は本文を校勘するに足る資料であることは疑いない。さらに和製類書全體からみれば、『祕』c (21-38) は、中國で知られていない佚文を含み、『世』c (21-21) にしても、やはり中國では知られていない佚文のヴァリエーションである。また、『幼』e (14-13)、『幼』i (21-5) は『説苑』よりも、和製類書が依據した唐宋類書の校

<sup>74</sup>藤原頼長の日記である『台記』には、卷三 康治二年九月廿九日條、および翌年から久安四年 (1148) までの各年末の條に頼長の讀書記録が記されているが、その中に『説苑』はみえない。

勘資料として評価できよう。

經書や史書、『文選』などは、日本に良質の鈔本が現存し、中國の研究者達も積極的に参照してきた。『說苑』のごときマイナーな典籍については、今後和製類書も積極的に校勘資料として活用されるべきであろう。

## 参考文献

『校證』：向宗魯『說苑校證』中華書局、1987

『集證』：左松超『說苑集證』文史哲出版社、1973

『疏證』：趙善詒『說苑疏證』華東師範大學出版社、1985 『逐字索引』：劉殿爵編『說苑逐字索引』（香港中文大學中國文化研究所先秦兩漢古籍逐字索引叢刊、商務印書館、1992）

『補正』：金嘉錫『說苑補正』（國立臺灣大學文學院、1962）

## 日本語

阿部隆一 1993：阿部隆一「本邦現存漢籍古寫本類所在略目錄」（『阿部隆一遺稿集 第一卷 宋元版編』汲古書院、1993）

飯田瑞穂 2000：飯田瑞穂「『祕府略』に關する考察」（飯田瑞穂『飯田瑞穂著作集 3 古代史籍の研究 中』吉川弘文館、2000）

遠藤光正 1971：遠藤光正編『玉函祕抄語彙索引並びに校勘』無窮會東洋文化研究所、1971

遠藤光正 1978：遠藤光正編『管蠡抄・世俗諺文の索引並びに校勘』現代文化社、1978

遠藤光正 1984：遠藤光正『類書の傳來と明文抄の研究—軍記物語への影響—』あさま書房、1984

片山晴賢 1994：「中華民國臺北國立故宮博物院藏『幼學指南鈔』について」（梅田信隆監修『古辭書の基礎的研究』翰林書房、1994）

片山・丁 1993：片山晴賢・丁鋒「京都大學附屬圖書館藏『幼學指南抄』（翻字）」（『駒澤短期大學研究紀要』21、1993。前掲の梅田信隆監修『古辭書の基礎的研究』にも所收）。

神鷹・靜永 2011：神鷹徳治・靜永健編『舊鈔本の世界 漢籍受容のタイムカプセル アジア遊學 140』勉誠出版、2011

木村晟 1996：木村晟編『古辭書研究資料叢刊 14 幼學指南鈔』、大空社、1996

故宮 1992：『中日交流叢書一 故宮博物院藏 幼學指南鈔』東豐書店、1992

- 古典保存會 1929：古典保存會編『祕府略』古典保存會、1929
- 古典保存會 1931：古典保存會編『世俗諺文』古典保存會、1931
- 尊經閣 1997：前田育徳會尊經閣文庫編『尊經閣善本影印集成 13 祕府略 卷八百六十八 附卷八百六十四』八木書店、1997
- 大東急 2005：『大東急記念文庫善本叢刊 中古中世篇 第十二卷 類書』、汲古書院、2005
- 大連圖書館 1937：『南滿州鐵道株式會社 大連圖書館 和漢圖書分類目錄 第二篇追録 宗教 哲學 教育』、1937。
- 覆製叢刊 1979：『幼學指南鈔 原裝影印古典籍覆製叢刊』雄松堂書店、1979
- 山内洋一郎 2006：山内洋一郎「明文抄復元の全體像」（小林芳規博士喜壽記念會編『小林芳規博士喜壽記念國語學論集』汲古書院、2006）
- 山崎誠 1986：山崎誠「『幼學指南鈔』小考」（和漢比較文學會編『和漢比較文學研究の構想』汲古書院、1986）
- 龍門文庫 1985：阪本龍門文庫編『龍門文庫善本叢刊 第三卷 色葉字訓・色葉字平它・管蠡抄』勉誠社、1985

## 中國語

- 黃征 2005：黃征『敦煌俗字典』上海教育出版社、2005
- 李永寧 1985：李永寧「敦煌文物研究所藏《說苑・反質篇》殘卷校勘」（1983年全國敦煌學術討論會文集・文史・遺書編下（1985）、のち紀念敦煌莫高窟藏經洞發現一百周年（1900-2000）敦煌研究文集（甘肅民族出版社、2000）にも所收。）
- 王繼如 2007：王繼如「伯 2872 號考證—敦煌文獻新發現《說苑》殘卷」（敦煌研究 2007-3）
- 徐建委 2008：徐建委『劉向《說苑》版本源流考』（『文獻』2008-2）。のち、同氏『《說苑》研究 以戰國秦漢之間的文獻累積与學術史爲中心』（北京大學出版社、2011）に所收。
- 左松超 1976：左松超「說苑考佚」（『中國學術年刊』第一期、1976）。

（作者は京都大學人文科學研究所助教）